

武藤助十郎殿

御侍 岩田八十二 高木直八 布施仙次郎  
 川畑嘉助 附人一人 雨具持三人  
 日傭頭一人 〆拾人  
 御馬壹疋 西田忠七 御口附一人 沓籠壹人

〆四人

御弓御足輕 福田音之助 藤澤多七

御持筒 木村清太郎

御鐵砲 大野源八 増田定吉

〆五人

押 小倉與八 御陸尺八人

〆九人

押 木村勝三郎 御手廻り拾七人

此内譯 御手廻り之覺

御手廻り 四人

御先箱手代り共 四人

御持槍手代り共 一人

御長刀持 三人

御草履取 三人

御鉄箱手代り共 四人

御茶辨當 壹人

〆拾七人

御馬宿

御口二人行 沓籠一人行

惣人數九拾七人

第十七節 幕末に於ける仁正寺藩

長義が仁正寺藩主たりし時代は幕府の末造にして恰も米歐の船舶沿海に警を傳へ  
 尊王攘夷之論邦内に鼎沸し人心恟々たり爾來朝幕之間幾回の波瀾を経て明治新政  
 の緒に就く迄諸國の侯伯其去就に迷ひし難時に當りて夙に大義を誤らす終始勤王  
 の爲に東奔西走せし仁正寺藩の歴史は本郡の彩華として永く傳ふべきものあり故  
 に繁を憚からず左に之を記述すべし。



## (一) 藩士の練武と高島秋帆の幽囚

市橋家中興の英主長昭が日新館を建設して文學武術を興隆せしより藩士が心丹を練り氣風爲に一變したりと傳ふ、爾後の藩主其志を繼ぎ修學練武の風愈盛となりしが、天保十四年高島秋帆が奇禍により市橋氏の江戸邸に來寓するに及びて砲術の技又一步を進めたり、秋帆通稱四郎太夫諱は茂敦長崎の人寛政十年生る、夙に鐵砲方として砲術に長せしが文政八年八月幕府外船打拂の令を布くや秋帆我國の武器之を行ふへきにあらず先づ砲術の改良を急務とするの意見を長崎奉行に述べたれども容れられず、會々和蘭甲比丹人デヒレニューの出島に滞在し砲術に精しきを聞き師事する事五年、遂に秘訣を學び且つ外國の戰術に通するを得たり、子弟門に入るもの三百人に及ぶ、天保十一年九月幕府に建議し洋式砲術の採用を望みたり、幕府は先づ秋帆の技術を試みんとし江戸に召す、是に於て秋帆は所持の軍器を携へ門人を引率し十二年三月江戸に着し五月徳丸原に於て其技を試みたり、越へて七月幕府は秋帆に命じて其砲術を幕士に教授せしめしが有名なる非山の江川英龍も來りて其門下に入れり、秋帆爲に秘傳を授けて長崎に歸れり所謂高嶋流の砲術是れなり、秋帆の長崎

に歸るや九州諸藩の子弟門下に雲集し名聲籍甚なり、江戸町奉行鳥居忠耀は外國の文物を惜みし水野忠邦の腹臣なるを以て本庄茂平治の讒を以て忠邦に説き秋帆を召して獄に投ず、有司中異論あり忠邦忠耀遂に共に其職を免せられしも俗論猶秋帆を陥るあり、遂に中追放となり安部虎之助方に幽囚の身となりしが天保十四年四月朔日改めて市橋氏の江戸邸に移し預けらる、長義の父長富秋帆の心事を憐み之を禮遇する事厚かりき、秋帆大に之を喜び即ち砲術及び火藥製造法等を授け間々和蘭陀語を傳授せり在ること二年弘化二年八月他に移さる、秋帆二年間の來寓により仁正寺藩にては夙に西洋事情の一斑を知るを得、又新式西洋流の砲術を習得し練武場中他藩に比し一步を進むるを得たり、時恰も長義の家督相續の初めなりしが長義は當時の洋銃ヤーゲル銃、ゲベル銃を購入し演武場を櫻馬場に設け益武技を訓練せしめ尙武の氣風一段の向上を見たり。

## (二) 米艦來航と藩の警備

嘉永六年六月米國の水師提督ペリー浦賀に來り互市を乞ふ、幕府は其國書を請け明年回答を爲すを約し、一方國內の諸藩には海防を警告す、仁正寺藩に於ける當時の狀



況は市橋家の記録に左の文を見る。

嘉永六癸丑年六月於江戸表異國船萬一内海江乘込非常之場合注進次第持場可相固旨御觸達に付邸内有合せ人數相備置申候。

一同七甲寅年正月於江戸表亞米利加船渡來ニ付幕府之依命詰合人數相備置申候。

一同年九月攝海江異國船渡來ニ付人數相備置御沙汰次第出張可仕旨御達に付於在所仁正寺表三番手迄相備置申候。

又藩士をして武技を練らしめ或は火藥製造につきて領内に令せしもの久郷氏永代日記嘉永六年の條に左の記事あり。

前略

則ち仁正寺藩も武稽古晝夜相勵有之、依之今度鐵炮藥拵候入用ニ付麻がら御入用被仰出候、御廻札左ニ

以廻札得御意候、然者村々ニおゐて作致し候麻がら之儀御用之筋御座候間、燒捨又者賣拂等不致貯置候様被仰出候間、夫々申達置可被給、何程有之候哉之處相分り候ハ、序を以て其段可被申出候、此段得御意候以上。

十月十五日

久村右衛門七

三保惣右衛門

仁正寺領七組

右村々庄屋中

尙々申入候、大豆之儀何れも不足之趣ニ候間、村方にて少々宛も賣拂他所へは出し不申取集め御買上に可相成候間、精々取調可申出候、此段も得御意候以上。

右之通十月十九日森尻より廻札到來本郷へ遣候、其外御領分帶刀御免有之候者、御屋敷ニ山極氏と申當年の劍術上手ニ付御抱ニ相成候人有之時間心さし有之者ハ入門致候様御代官より御はなし有之候事。

火藥製造用の麻幹軍馬用の大豆の賣拂を禁じ、劍客を聘用して領内帶刀を許せし家の子弟に武技を教練する等當年の兵備を想像するに堪ゆ。

### (三) 領内郷士郷民の大砲陣鍋等獻上

外には海警の報類々として來り、内には新式武器の購入及藩士の徵召等限りある小祿の經濟を以て限りなき諸般の設備を要求する時代となり、藩主長義の焦慮尋常にあらず、然れども米艦の來航に刺撃を與へられし國內の上下は一意國防の急を感じ



尙武の氣風頓に増長せしが、この氣風はやがて國民の胸中に浸染したれば意氣相投する郷士等は相謀りて大炮二門を鑄造し之を藩に獻したり、一門は六斤加ノン炮にして一門は十二斤炮なり、この二門は市橋氏の家老淺井氏か京都町奉行淺野中務の臣安達氏に命じて鑄造せしめしものにて、七月に着手し十月に成りしを以て牛車にて京より大津に運び湖上を航して常樂寺港安土村に上陸し、藩より下豊浦の人夫に命じて仁正寺に運はしめたり、二炮各銘文を刻すその六斤炮の銘文に、  
 德教郁々、國人慕悅、共圖涓埃之報、謹獻新煩、冀鎮社稷、淺井義行監造。

安政丁巳冬十月

竹村 雄親

外池 教中

竹村 維敬

飯島 謙般

と刻し十二斤炮の銘には左の文を刻す

謹獻新煩、竊擬報恩亦依淺井君鑄法。

安政丁巳孟冬

小澤 正美

大梁 美都

德井 光朗

久郷 惟義

玉尾 親義

當時二煩の代價三百拾兩なり久郷氏永代日記安政四年の條に

七月より淺井君義行京都町奉行淺野中務殿家來公用人安達氏ニ隨ひ右二煩を命

鑄工終に九月ニ出來牛車にて大津宿濱之當御家之藏元木屋久兵衛へ爲着同所よ

り常樂寺濱迄船ニて爲着同所より下豊浦夫人足を以仁正寺迄差送り之事、右大炮

二煩ニ而代價三百拾兩金也云々。

と見ゆるは當時の實記なり、藩主長義は之を嘉納し同年十二月十四日前記銘刻の九人を邸に召し酒食を饗し紋章附盃壹組宛を贈りて之を賞す。

一一二〇 久郷氏永代日記

安政四丁巳年十二月十四日巳刻御書院江御召出左之通

中小姓格

竹村 猪兵衛

寄台格

外池 利左衛門

同

久郷 藤右衛門



新組格  
小使格

病氣ニ付名代嫡子  
久郷貞之助

小澤七兵衛  
飯島利兵衛

大梁金兵衛

徳井太郎左衛門

他行ニ付名代弟  
竹村茂兵衛

他行ニ付名代同家  
同 貞次郎

玉尾藤左衛門

右九人之者一同江御家老淺井四郎様御中老小串儀左衛門様御部方佐々木甚五郎様外御役方御列座にて、淺井四郎様御口達左之通、

其方共近來異國船渡來ニ付從公邊御備方被仰出候ニ付、武器御修復被爲遊度候得共、御時節柄御省略中ニ付、奉恐察今般大炮獻上を致、御満悦ニ被思召候、依之一同へ御料理被下、○又壹人宛跡に引續き別段御召出しにて御書付以下御口達目錄之通被下候。

目錄

御紋付御盃 壹組

但し臺付

翌五年十禪師村橋本一左衛門周弘は國恩報謝の微志なりとて銅製陣鍋大小三個を獻納す、大一個の量十貫目あり銘刻の文に、

安政五戊午歳爲報國恩十分一獻之。

十禪師村 橋本一左衛門周弘

(四) 安政五年の市橋家士の職分

幕府の末造より明治維新に至る期間藩主の命を奉じ東奔西走勤王の旗色を明かにし國事に盡瘁せし一藩士卒の功績は決して鮮少にあらず、然れども一一是を列記するは繁に堪へざれば左に安政五年の職分氏名を記し此時代に於ける活動者の遺芳を傳へん。

一一二一 安政五年之市橋家役人氏名

家老 淺井四郎 江戸家老 水上勲兵衛  
中老 小串儀左衛門 用附出 人 淺井新九郎

第一編 大名旗本等の分封



用人 <small>兼奉行人</small>	竹村忠左衛門
用人	味岡又兵衛
大目付	長江九八郎
目付	加藤喜兵衛
同	田中善左衛門
同	木野辨右衛門
御納戸	竹村門右衛門
同後	淺野男也
御近習	竹村互
同	中島連
同	田中圭之助
同	加藤新吾
元方	渡邊又左衛門
代官	川島與兵衛
後代官	黒田平治

用人	佐々木甚五郎
用人	井上嘉門
大目付	中島太右衛門
目付	田中八郎兵衛
同	田中軍太兵衛
同	櫻木清兵衛
御納戸	岸村信橋
同後	井上周藏
御近習	木野勝彌
同	島村藤三郎
同	長江貞吾
同	西村庫介
祐筆	三保惣右衛門
代官	三保惣右衛門
京御留守居	同 <small>大津忠右衛門助三郎</small>

小頭	岩田八十次
祐筆	小菅小一郎
徒士目付	高木九重門
徒士	川島與次兵衛
同	久村六太夫
后徒士目付 <small>祐筆助</small>	吉田助四郎
后徒士目付	西村兼三郎
御茶道	小原某
同	黒田周輔
同	今井汲佐
同	加藤林悦
御膳番	西村佐兵衛
御料理方	小西戸太夫
同	中村喜三郎
御典醫	近澤養菴

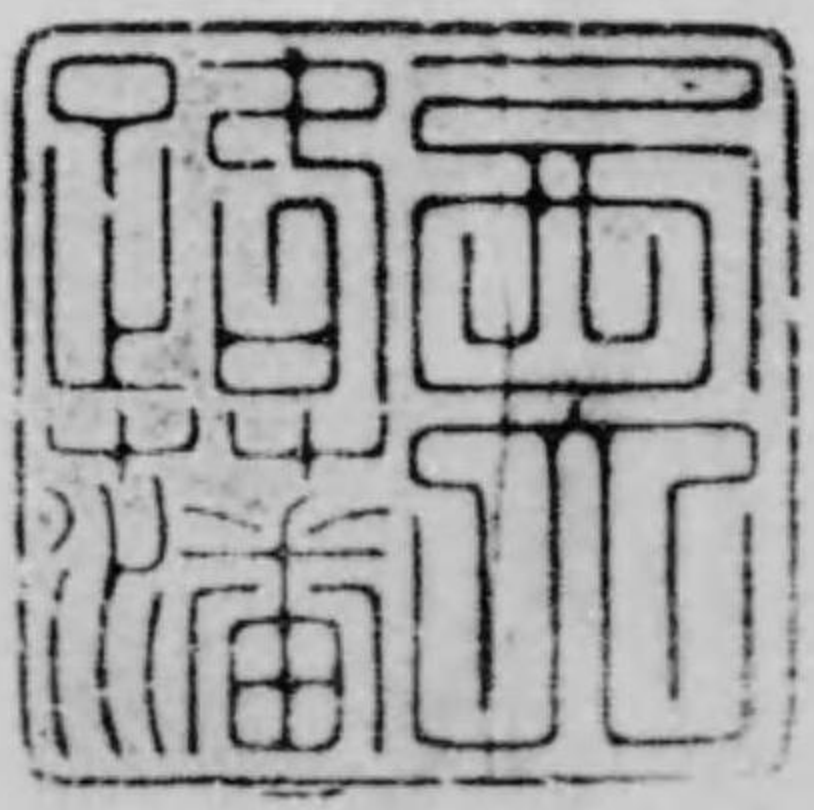
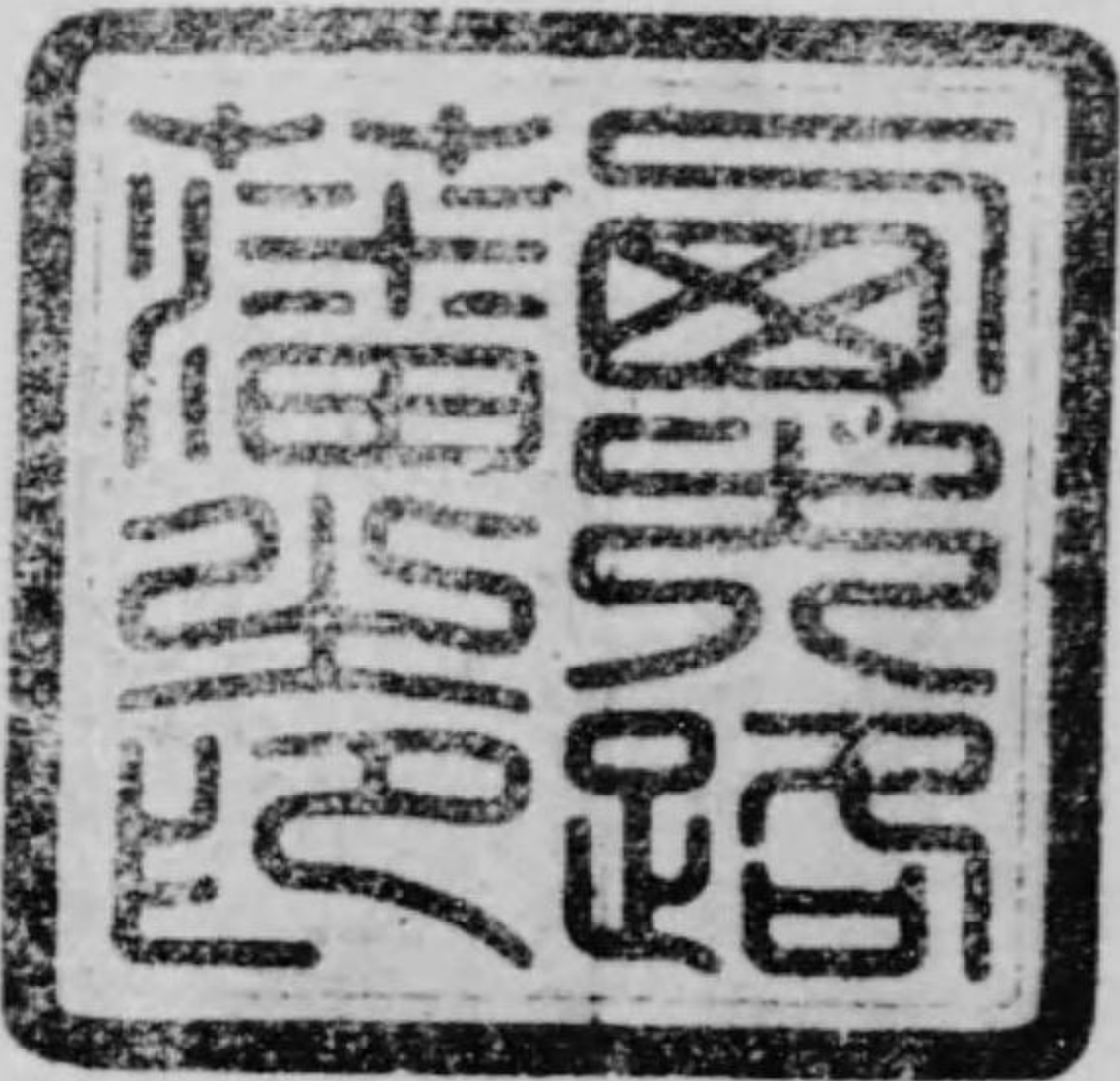
足輕頭	武藤助十郎
徒士目付	竹村治右衛門
徒士	坂本右傳次
同	角孫太夫
后小頭	吉村岡右衛門
后元方	西岡喜津治
御茶道	三保汲悦
同	川畑春波
同	久村良順
後同	五井貢
御膳番並	北村久作
御料理方	竹村喜十八
同	岸隆藏
御料理方 <small>後代理官</small>	久村右衛門七
御典醫	森島柳元



同	小龜元林	同	牧野貞吉
同	西垣鎌亮	同	袋野元策
同	牧野安良		
表御玄關番	平給人交代		
御内玄關番	中小姓交代		
御仲三口番	三組交代 <small>(寄合、新組、小使組)</small>		
御錠口番	三組之内人撰	高木彌三兵衛	
御臺所番	足輕本座組	森 又右衛門	
御役所番	同	田村芳平	
御茶山番	同		
御勝手方	仁正寺 飯島利兵衛	鑄物師 竹村太左衛門	
	仁正寺 德井太郎右衛門	森 尻大橋	
	上田久郷	五反田外池	
	仁正寺庄屋 德井金右衛門		
	久村治郎兵衛		

(五) 仁正寺の地名改稱大西路

文久二年四月廿八日仁正寺の地名を西大路と改稱し、同日幕府に改稱を届出て五月廿四日に至りて之を領内諸村に通告す。



西大路藩印  
西大路村黒田定太郎氏藏

一一二二 久郷氏永代日記

文久二壬戌年五月廿七日西本郷村より御觸到來左に記す。  
以書札申達候然者仁正寺地名之儀此度

西大路



右之通文字替被仰出候間爲心得此段申達候以上。

五月廿四日

田中善左衛門

七組

右村々庄屋中

右地名替之儀四月廿八日公邊江御届ニ相成候趣也。

(六) 孝子の旌表

文久一年長義領内の孝子を旌表す上田村太助なるもの其賞を受く三月十二日宗門改めの節賞金を授けられたり、領内他の諸村にも同様のことありしも記録の存せざるを憾む。

一一二三 久郷氏永代日記

文久二年三月十二日宗旨御改之節御剪纸を以て御奉行竹村門右衛門様より御口達左の通。

上田村

太助

其方儀平生心得方宜、親孝心、農業致出精候趣相聞神妙之事ニ候、依之爲御褒美、烏目壹貫文被下、猶孝心農業出精可致者也。

戌三月

(七) 松平周防守采地の召上と西大路藩

慶應四年正月廿五日東山道の先鋒總督兼鎮撫使岩倉具定副使岩倉八千九參謀板垣退助伊地知正治等の一行武佐驛に休み愛知川宿本陣に着し使を遣して西大路藩に出頭を命せり、藩主市橋氏は京都守衛の爲め不在たるを以て藩士前田三右衛門代理として總督の陣に出てしに、今度鎮撫使差遣の主旨を説き翌廿六日に至り松平周防守の所領近江に有るものを召上げ従來武佐宿にありし周防守の陣屋と共に之を西大路藩に預けられたり、周防守は武藏川越の藩主にして當時佐幕黨たりしによれり、其の采地は蒲生甲賀野洲高嶋の四郡に亘りて貳萬貳千石餘なり、爾來前田三右衛門は郡代に吉村岡右衛門は代官として其の取締に任せられしが、同年十月に至り周防守に復領を許されたれば事務を同藩に還付せり。

市橋家記録



慶應四年明治元年正月廿五日東山道鎮撫使御惣督より愛知川驛御本陣に御呼寄之處、在京中ニ付重職之者差出候處今度鎮撫使御發向之御趣意御達翌廿六日松平周防守當地被召上之知行所當分之内取締被仰付武佐宿於陣屋御引渡相成申候(中略)其後松平周防守江復領被仰付同十月同藩江引渡申候。

(八) 綾小路家家臣の御預けと死刑

前記松平周防守領地を西大路藩に預けられし時、愛知川に於て綾小路家の臣田村左彌太を召捕り不法の行爲ありしにより一時同藩に預けられしが二月九日死刑に處すべき命に接し終に之を馬淵繩手に於て斬殺せり(藩士坂口秀作依命斬之)田村の罪狀につきては市橋家記録に、其節綾小路殿家來田村左彌太陽に勤王を唱へ實は爲名不法之所業有之ニ付御召捕ニ相成、當分家來之者江御預け被仰付其後二月九日依御命處死刑申候とあれは其罪狀を知るべし、按するに岩倉鎮撫使の中仙道東下に先ちて綾小路有良滋野井公壽の二氏民心鎮撫の爲と稱し中仙道を下り十六日には坂田郡の番場に宿し各村の庄屋を召集して沙汰する所ありし事古記に見へ、又古老の談によるも當時綾小路滋野井の通行は頗る嚴めしき事なるを聞けば田村の服罪は當時の不法に

因るものなるべし。

(九) 東京行幸と京都守衛

慶應四年七月十七日江戸を改めて東京と爲すの詔あり、八月廿七日明治天皇御即位の大禮を行はせ給ふ、聖算十七歳大禮悉く古典に復せり、九月八日詔ありて明治と改元あり、明治維新の名實漸く備る、九月二十日車駕京師を發し東京に行幸し給ふ、是より先十八日市橋長義は子息信一郎をして出京せしめ御即位の大禮を賀し奉り併せて御東行の鳳輦を奉送せしむ、信一郎參朝天機を奉伺し廿日御出籠の時は御見送りとして參朝せしが御東行後の京師守衛として勤務を命せられ、日割を以て之を勤め十月八日に至りて歸國せり。

市橋家記録

九月十八日

御即位恐悦、且近々御東幸被爲、在候ニ付、爲名代倅信一郎上京、初而參朝奉窺、天機、同廿日御出籠之節爲御見立參朝、己後日割御番相勤候處、御暇被下置、十月八日歸邑仕候。



かくて聖駕は十月十三日東京に着し江戸城に入御あり、十二月八日東京を發して西還の途に上り給ひ二十三日京師に還幸あり、翌明治二年三月七日車駕再び東幸の途に上り給ひ二十八日東京に着御し給へり、是より先二月二十七日軍務官より御再幸に付き御留主中出京警衛を西大路藩に命し藩士の精を抜き廿五人勤務せしむ大津佐三郎以下を其任に就く三月七日御發轍の日は九鬼長門守水野大炊頭と共に御陵野村より追分迄の辻警固を爲したり。

一一二四 市橋家記録

明治二年二月廿七日軍務官より呼出ニ付大津佐三郎出頭仕候處、中川對馬を以て御達左之通り。

市橋下總守

今般再幸ニ付御留守中爲警衛精兵廿五人迅速登京申付候事。

軍務官

一一二五 同 記録

三月六日御呼出ニ付即急大津佐三郎出頭仕候處

市橋下總守

九鬼長門守  
水野大炊守

明七日卯刻御發轍に付、其藩之兵隊義、御陵野村より追分迄辻固メ申付候事。

軍務官

(一〇) 市橋長義の土山驛行在所伺候

三月八日車駕東幸之途土山驛に一泊ありしに、九日長義は土山行在所に伺候し天機を奉伺したり、然るに同所に於て拜謁を許され酒肴を賜はりたり。

市橋家記録

三月九日

御東幸之節土山驛行在所江罷出、奉親天機候處、奉拜龍顏御酒肴項戴仕候。

(一一) 粟田口の警固

明治二年三月十五日陸軍局より市橋下總守并に宮川藩坂田郡主堀田豊前守、山上藩主神崎郡稻垣若狭守、美濃國多良藩主高木主水正と四藩組合交代にて粟田口警衛の心得



を命せられたれば爾後巡警を怠らざりし。

一一二六 市橋家記録

三月十五日御呼出ニ付大津佐三郎出頭仕候處、齊藤善内を以て御書取御達し。

市橋下總守

右御留守中非常之節、當分粟田口江出兵の心得兼て可致置候様申達候事。

三月

陸軍局

組合

市橋下總守

高木主水正

堀田豊前守

稻垣若狹守

右四藩交々巡邏仕候

警衛藩士の兵式教練

三月九日軍務官は左の令を發して京都守衛の藩士に練兵の検査を爲す。

一一二七 市橋家記録

御留守中爲警衛差出候兵隊、明九日於河東練兵所演習検査致候間、五ッ時出張可有之事。

三月八日

陸軍局

役所

市橋下總守殿

公用人中

三月十七日更に陸軍局は令を發して在京の藩士に英國式と蘭國式の練兵を教授す、英式の教練は毎二七の日にして蘭式の教練は毎五十の日なり、而して何れも洛東練兵場に於て毎曉午前五時より開始せられたり、之れ當藩士が外國の兵式教練の始なり。

一一二八 市橋家記録

三月十七日陸軍局より御達し

此度御留守中爲警衛差出候諸藩兵隊、英式二七の日、蘭式五十の日、於河東練兵場、教練可致事、但し定日陸軍將始め陸軍諸官同所江出張萬端指揮可致候間、此段



相心得可申事、當分之内朝五ツ時出張相揃可申様廿日より相始め候事。

三月十七日

陸軍局

此の如く御東幸後京都守衛を置き新式の兵式教練等をせらるゝは、元來京都市民を始め保守的の朝紳と因循なる諸侯等が東京遷都に反對し其の聯合運動の熾んなりに因れり。

(一一) 岩村田藩士の西大路幽囚

信濃國岩村田藩は内藤志摩守藩主たり、其藩士牧野林平、池田權之助、牧野球太郎、池田清兵衛當時赤松字賀之助の四人西大路藩に預け人となりたり、其理由詳ならざれども何かの嫌疑を受けしものなるべし、四士は始め同國松代藩主戸田氏に預け人と爲りしも明治二年三月四日京都に於て西大路藩に預け替を命せられしにより同月十日西大路に來り翌年十一月十七日放免の命に接したれも、四年五月廿日に至り漸く松代藩に引渡を爲したり。

市橋家記録

明治二年三月四日岩村田藩士牧野林平、池田權之助、牧野球太郎、池田清兵衛當時赤松字賀之助

右之四人松代藩江御預けの處、於京都改而御預替被仰付、江州於西大路表御預罷在候。

明治三年十一月十七日兼而御預け被仰付置候、岩村田藩士牧野林平始三人放免被仰出候ニ付、同四年辛未年五月二十日同藩江引渡申候。

一一二九 久郷氏御觸書留帳

一内藤志摩守様御家來牧野林平始四人此度從京都御預去十日當表に引越ニ御成候事。

右爲心得申達候以上。

三月十八日

西大路組 外六組共

會計知事

(一二) 德川家より受領の朱印書奉還

朱印書は德川氏代々の將軍より授與せし封地宛行狀なり、代々將軍の印を朱にて押捺せしにより終に朱印狀又は御朱印と通稱するに至る、明治元年八月各藩主に所持する朱印狀を呈出せしむべきを命せられたれば市橋氏は同月五日朱印狀十一通と



封地目録一通とを奉還せり。

市橋家記録

慶應四年八月五日、依御沙汰、徳川家より受封之朱印拾壹通、領地目録一通奉指上候。

(一四) 版籍奉還と藩知事の任命

明治二年正月、薩長土肥の四藩主は連署上表して土地人民を奉還せんことを請へり、他の諸藩又相續ぐ、西大路藩主市橋長義も夙に版籍奉還を請ひたりしが四月に至り、太政官は長義の上京を命せり、當時長義病中なりしにより、息信一郎同月十八日代り上京、廿日天機を奉伺せしに、爾來日割を以て參朝すべきを命せられたり。

市橋家記録

四月十八日、當節東向之儀兼而御沙汰之處、病氣ニ付爲名代、伴信一郎東京參着仕、同廿日奉窺天機候、以來日割にて參朝時々御下問之儀奉答建白仕候。

六月曩に請願せし版籍奉還の義聽許せらる、當時行政官の沙汰書左の如し。

一一三〇 子爵市橋虎雄氏文書

市橋下總守

西大路藩主



贈正四位市橋長義肖像



今般版籍奉還之儀仁付深ク時勢ヲ被爲察、廣ク公議ヲ被爲探、政令歸一之 思召ヲ以テ言上之通被 聞食候事。

六月

行政官

同月二十二日召により信一郎太政官に出仕せしに、五辻卿の傳達にて下總守長義を西大路藩知事に任命せられ、翌七月二日更に長義に従五位上宣下あり、同五日召に依り主殿頭の殿に出仕せしに拜謁を許され酒肴を賜り歸藩を命せられたり、信一郎は同月十八日東京出發西大路に歸れり、元和以來西大路の御殿様たりし市橋家は茲に至りて藩知事と稱さるゝに至り舊臣も亦大參事以下の新官名となりて舊來所領村々の行政を爲す事となれり、之れ明治新政の地方行政に移る初歩なりき、知事任命書并に輔相の口達左の如し。

一一三一 子爵市橋虎雄氏文書

市橋下總守

西大路藩知事被仰付候事。

明治二年己巳六月

同上文書

第一編 大名旗本等の分封











驛 遞 方  
 用度方兼任  
 生 産 方  
 監 察、刑 法 掛  
 大 監 察  
 少 監 察  
 同 巡 察  
 大 巡 察  
 少 巡 察  
 刑 法 執 事  
 判 捕 亡 方 兼 務 事  
 同 議 室  
 會 同 議 室  
 次 官 長  
 大 判 事  
 判 事  
 筆 生 事  
 諸 學 校  
 執 事  
 文 學 教 授

山 崎 藤 兵 衛  
 田 村 曾 八 右 衛 門  
 米 山 成 三 郎  
 丹 羽 領 左 衛 門  
 谷 雅 樂 郎  
 坂 敬 藏  
 白 井 語 傳 次  
 寺 野 支 庵  
 佐 野 支 庵

助 教

大 典 醫

典 筆  
 禮 校  
 兼 同 同 兼  
 兼 同 同 兼  
 官 務  
 演 武 場 報 事  
 第一編 大名旗本等の分封

田 中 有 年  
 吉 川 龍 三  
 渡 邊 源  
 深 尾 小 典  
 田 村 小 藏  
 久 村 大 舍  
 坂 田 大 筆  
 久 村 清 造  
 牧 野 安 長  
 森 嶋 立 元  
 袋 野 元 長  
 深 尾 龍 造  
 森 嶋 柳 伯  
 西 村 藤 三  
 嶋 村 藤 三  
 小 菅 小 寛  
 太 田 少 主  
 大 谷 大 主  
 黒 田 藤 司  
 淺 井 藤 司  
 馬 民



判事  
主 厩 吏  
器 械 方

使 部  
馬 術 頭 助 兼務

槍 術 頭 兼務  
補 教 兼務

劍 術 頭 教

合圖狼煙教頭 補 教

柔術教頭 兼務  
補 教  
佛式操練仕込方

久村住人  
岸村八右衛門

竹村次郎左衛門  
和田正九郎

加藤喜兵衛  
山崎大監

山内小彌太  
西岡出納

田中男也  
淺野男也

藤川金四郎  
岸村兵衛

岸村孫兵衛  
小串孫兵衛

太田少主記  
木野小隊長

坂本小隊長  
井上中隊長

櫻木辰次郎  
竹村右衛門

山本勝雄  
山本捨吉

木野敬次郎  
久村靜彌

坂本敬次郎  
井上兵藏

佐々木周一郎  
宇野七五三

田中良七郎  
淺井電太

藤川金吾  
德井豐吉

吉村富太郎  
加藤次郎

竹村房次郎  
新村榮藏

高木瀧次郎  
森島勝吉

廣島正作  
北川喜久平

兵 隊

小 隊 長

半 隊 副 長

半 隊 長

同 嚮 導 長

同 隊 長

同 隊 長

調 役 長

伍 長

右 左 右 左







参列して後歸藩せしが二月二十日付にて東京府貫屬仰付られ、七月十五日廢藩置縣の勅語により西大路藩知事を免せられたり、

一一三四 子爵市橋虎雄氏文書

西大路藩知事市橋長義

免本官

辛未七月

太 政 官

(一五) 市橋家の東京移住

元和六年以來元蒲生家在住の地に封せられ一萬七千石の所領を支配せし仁正寺藩<sup>改西大路藩</sup>主市橋氏は他藩の類々轉封に似す二百五十年間依然として綿向山下に蟠居して領内の民を撫育せしが、明治四年七月廢藩置縣の令出つるに及び藩知事を免せられ屬籍を東京府に移し更に東京移住を命せられたれば愈九月を以て領民に惜別して東京に移住せり、八月十一日旨を元領内の諸村に通達したり當時の文書左の如し

一一三五 久郷氏永代日記

以廻章申入候、然者正五位様御用ニ付來ル九月中御上京被蒙仰候、此段心得迄觸達

候也、

辛未八月十一日

祠 社 掛  
名 籍 掛  
字 養 掛

少 屬 中

七 組 村 々

神 職  
寺 院  
里 正 中

報を得たる舊領民は市橋長政以來代々親子の如き情緒あるを以て各々惜別の情に堪へず、舊藩士はいはずもかな賤が伏屋の主に至るまで應分の金品を餞して之を贈れり、長義も亦愛子に別るゝの感あり九月八日西大路の殿中に於て告別式を舉行し留別として種々の器物を配與し、更に舊領民に對しては左の直書を分ちて告別せり、  
正五位市橋長義謹而西大路縣御管下之四民に告ク、夫當家此地ニ來リシヨリ至今殆ト三百年ニ垂ントス、其累世安居スル所以ハ全ク四民ノ力ニ頼テナリ、僕昏愚ト



雖如何ゾ舊恩ヲ忘レンヤ、然ルニ僕カ身ニ至リテ政制陵口シ藩債前世ニ三倍ス、夫ニ就キ四民ヲ困窮セシム、焉ソ四民ノ窮困ヲ賑恤スルニ遑アラシヤ、是他ナシ僕至恩ニシテ移ラス、四民ノ力協救スルコト不能致所ナリ、其責僕ノ一身ニ止ル、今更何ヲカ莫憾シヤ、獨リ身ノ不肖潜慄ヲ懷クノミ、依テ請フ僕ノ既往ヲ咎メス數千人ノ心ヲ合セ四方ノ志ヲ一ニシ暢和勉勵シテ僕カ遺セル汚習ヲ除カン事ヲ、

明治四辛未年九月

東京府貫屬

正五位 市橋長義

西大路縣御管下四民御中

かくて九月十五日綿向山下の邸を背にして、伊勢國に出て四日市港より乗船して東京神田區元誓願寺前の舊藩邸に留り、翌明治五年三月廿三日に至り舉家移京せり。

一一三六 市橋家記録

明治四年九月廿三日東京府へ御届左之通り

今般御達ニ依リ昨廿二日歸京仕候、此段御届申上候以上。

辛未九月廿三日

正五位 市橋長義

東京府御中

同記録

明治五年三月廿四日東京府江御届左之通り

歸京御届

私家族共昨廿三日歸京仕候、此段御届申上候也。

壬申三月廿四日

第一大區小拾一區

正五位 市橋長義

東京府御中

元來市橋氏の江戸邸は本所五町目と神田元誓願寺前との二ヶ所にありしも、本所邸は便宜悪しきにより神田の邸に移住することゝなれり、後に下賜されし反別は千五百四十坪五勺ありき。

(一六) 市橋長義の教育資金寄附

東京移住後の市橋氏の動靜は本誌に記する要なきも明治六年十二月東京神田區の學校創立に付金七拾五圓を寄附せしにより翌七年三月三日付にて太政官より木盃一組を賞賜ありしが同年五月二日更に本郡西大路村創立の朝陽學校へ教育資金百



圓寄附の儀を東京府知事に願出たり、是れ舊領民を追慕し其子弟を想ふの心情火よりも赤きを見るべし、願書左の如し。

一一三七 市橋家記録

明治七年五月二日東京府へ進達。

滋賀縣管下第三大學區第拾番中學區第二百貳番第貳百三番小學聯區西大路村朝陽學校此度建設ニ相成候旨致承知候ニ付、乍聊爲資本金百圓致獻納度此段奉願候也。

明治七年五月

第一大區十一小區東松下町三十三番地

華族

正五位 市橋長義團

東京府知事

大久保一翁殿

大久保知事は之を聞届け左の朱書を加へて願書を下戻せり。

願之趣聞届相成候條此段相達候事。

但シ朝陽學校にも其段相達置候旨ニ候事

西大路(寺正仁)藩札 (藏所彌野村久)



八百五十文



四百二十四文(上方青色)



百文



五十文(青色)



明治七年六月七日

(一七) 市橋長義の死去と嗣子の授爵

幕末より明治維新に亘り國事多端の時に方り夙に勤王の大義を守り偉勳ある元西大路藩主市橋長義は明治二年華族に列せられ東京移住の後も猶故郷を回顧して教育費の寄附をもせられしが、同十五年一月十七日卒去あり長徳院殿仁岳宗義大居士と謚す、嗣子長壽同年四月家督を相續し従五位に叙せられ、五月家令木野綏英を従へ西大路の舊里に來り襲家の報告を清源寺に在る同家代々の墓前に爲し、舊家老職たりし淺井辰政方に投し、同月四日舊臣及び舊領内郷士準臣の者を日野町松尾の鮎屋に招き家督相續の祝筵を張り且つ物を贈れり、主臣相遇て懷舊の情禁せざるものあり、舊臣等も亦金品を贈りて祝意を表せり、長壽始め壽義と稱し、後ち長壽と改む、明治十七年七月八日父の勳功により子爵を授けられたり、長壽死して嫡子虎雄嗣く之れ、現在の子爵にして明治二十五年四月一日の誕生なり、長壽が授爵の御沙汰書左の如し。



授 子爵

睦仁御璽

明治十七年七月八日

宮内卿正四位勳一等伊藤博文 花押

(一八) 西大路縣の設置と廢合

明治四年七月十五日西大路藩廢止せられ藩知事市橋長義職官を免せられしが、それと同時に西大路縣設置せられたり、然れども其内容に至りては大參事以下の諸官は元の如く事務を取扱ひたり、同月二十日西大路縣行政官より元西大路藩領内七區に四人の戸長を任命せり。

- 第一區 西大路 十禪寺組 戸長 德井助吉 西大路村 九月ヨリ休役代藤岡六三郎
- 第二區 鑄物師組 戸長 池内久兵衛 鑄物師村
- 第三區 鑄物師組 戸長 橋本五郎 高木村
- 第四區 鑄物師組
- 第五區 鑄物師組



銅四十二



銅貳拾

(藏所彌靜村久)札方手勝御行發藩(寺正仁)路大西



第六區上田組 第七區豐浦組 戸長久郷東内上田村

同年八月西大路縣は回章を以て太政官の布告并に縣の達書等を各村に發し新政を

明治四年辛未十月

西大路縣廳

行ひしが十二月に至り西大路縣を廢し大津縣に合併せらる然れども其政所は大津縣西大路出張所として保留し翌五年三月五日ニ至り出張所廢止され同日を以て閉廳の令を出せり。



一一三九 久彌氏永代日記

明治五年壬申三月八日森尻村より到來、回章左ニ記、  
當出張所被廢止旨就御沙汰今日より閉廳ニ相成候事。

右爲心得相達候事。

右ニ付總而諸願届等之儀、取扱不申候間此段申添候事、御布告摺物一冊宛引取頂戴可致候也。

右之通相達候也

申三月五日

元西大路出張廳

(一九) 錢札の通用禁止と引替

江戸時代諸藩に於て其領内に通用せしむる補助紙幣を發行せり、其種類は金札、銀札、錢札、米札等あり土地によりては大豆切手、茶切手をも發所せり、其起原は寛文元年越前福井侯の發行を最始とす、爾後諸藩并に旗本にも是に倣へり、寶永四年十月幕府令を下して之を禁止せしも享保十五年六月通用期限を定めて再び之を許したり、爾後漸く發行するもの多く終には幕府の許可を得ずして私に發行するさへあるに至れり、是に於て幕府は更に銀札の通用を許すの令を發せり、明治元年銀通用を禁せられし時銀札は皆錢札に改められたり、仁正寺藩の發行せし錢札は八百五十文、四百二十四文、百文、五拾文、二十四銅拾貳銅等六種なりき、明治四年廢藩置縣の時藩札は一般に政府の負債となし各藩とも七月十四日の相場により新紙幣と交換せしむ、然れども爾後猶殘餘の通用ありしが明治八年三月三十日滋賀縣布告甲第二十六號を以て同年六月八日より同二十二日迄の間を引替期限とし同月三十日を以て全く通用を停止せられたり。

一一四〇 滋賀縣布告甲第二十六號

舊水口西大路兩藩製造紙幣之内、相當ノ價位押印之上通用有之候五錢未滿壹厘以上之分來ル六月八日ヨリ同廿二日マテ於當縣廳交換行候條、本年三月當縣第二百五十八號布達手續書之通り、心得右日限中無遺漏可差出候、尤多分流通有之村々ハ日割左ノ如ク可心得候事。

但交換札差出方時限之儀ハ午前第七時ヨリ第十時限リタルヘキ事。

一六月八日

舊西大路藩札之分

神崎郡第六區第七區

甲賀郡第四區第五區



一六月九日

蒲生郡第十區第十一區  
第十二區第十八區  
蒲生郡第十三區第十四區

第十七區

一六月十日

同 郡第十五區

一六月十二日

同 郡第十六區

水口藩の分略す

右管内ニ無洩至急布達スル者也

明治八年五月廿八日

滋賀縣權令籠手田安定代理

滋賀縣權參事 酒 井 明

同甲第六十四號

舊水口西大路兩藩製造紙幣交換日限之儀、當縣甲第二十六號ヲ以テ相達置候處、兼テ大藏卿ヨリ達之次第有之ニ付、右紙幣本月三十日限通用可爲停止候條、此段相達候事、

但交換之儀若遺漏之者ハ右日限中可願出期限相過候ハ、交換希請共廢物ニ付取揚可及截斷儀ト可心得事、  
右管内ニ無洩至急布達スル者也

明治八年六月九日

滋賀縣權令籠手田安定代理

滋賀縣權參事 酒 井 明

(110) 藩士の格式と給米

封建時代に於ける藩士の給料は米を以て給與せり而して給米の多寡によりて格式を異にす仁正寺藩に於ける格式は概要左の如し、

一 七百石を最高とし順次減石して百石以上の士を給人と稱へ家柄とせり、其數三拾五人なり、

二 給人以下は扶持人として現米石高拾三石壹人扶持より拾石壹人扶持迄を中小性と稱へ、其數四拾九氏なり、之を士分と稱す、

三 九石壹人扶持より八石一人扶持迄を寄合席と稱し其數貳拾人なり、



四、七石五斗一人扶持より七石壹人扶持を新組と稱へ其數拾貳人あり、  
 五、六石五斗一人扶持より六石壹人扶持を小使組と稱し其數四拾四人あり、  
 六、五石五斗一人扶持より五石壹人扶持を足輕と稱し其數四拾八人あり、  
 以上給人中小性、寄合、新組、小使組、足輕を合して合計貳百八人なり之れ明治維新後士族の名稱を附せられる者なり、左に明治四年の調査に成る舊祿者と現高の率并に明治改正の現米給の藩士名を列記すべし。

明治四年辛未年七月廢藩置縣の際西大路舊藩士祿高並ニ氏名

同年八月西大路縣の調査

舊祿高	此現米	改正現米	氏名
七百石	百四十石	五十石	淺井辰政
四百石	八十石	三十五石	吉田耕作
二百七十石	五十四石	二十八石五斗	山内熊藏
二百五十五石	五十一石	二十七石八斗	佐々木喜多雄
二百五十五石	五十一石	二十七石八斗	小串周邦
二百三十五石	四十七石	二十六石八斗	加藤喜平
二百三十五石	四十七石	二十六石八斗	木野綏英
二百三十石	四十六石	二十六石五斗	田中龍雄
二百二十石	四十四石	二十六石	水上周徳
二百一十石	四十二石	二十五石五斗	淺井五郎

二百一十石	四十二石	二十五石五斗	竹内智興
二百一十石	四十二石	二十五石	田中善左衛門
百八十五石	三十七石	二十五石三斗	味岡澄江
百八十五石	三十七石	二十四石	井上周藏
百七十七石	三十四石	二十三石五斗	杉田左太郎
百六十五石	三十三石	二十三石三斗	櫻木辰次郎
百六十五石	三十三石	二十三石三斗	田中治人
百六十石	三十二石	二十三石	小林碧
百五十石	三十石	二十二石	前田半七郎
百五十石	三十石	二十二石五斗	山本直記
百五十石	三十石	二十二石五斗	竹村秀輔
百五十石	三十石	二十二石五斗	磯松彦一郎
百四十石	二十八石	二十二石五斗	中島三十郎
百四十石	二十八石	二十二石	山崎常記
百三十石	二十六石	二十一石	寺田鐸馬
百三十石	二十六石	二十一石五斗	中島意氣揚
百二十石	二十四石	二十一石	山崎弦見
百一十石	二十二石	二十石五斗	淺野耕夫
百一十石	二十二石	二十石五斗	竹村準雄
百一十石	二十二石	二十石五斗	山田三郎
百一十石	二十二石	二十石五斗	淺井電太郎
百一十石	二十二石	二十石五斗	完甘富三郎
百一十石	二十二石	二十石	田中富三郎



















は漸く凋落して寂寥の山村と化し去りたり、現今在留の士族は僅に五十餘戸に過ぎず、然れ共在留者轉住者の子孫には陸海軍將校となり會社の重役となり官吏となり教育者となり農工業者となり家名を勃興せしの士少からず。

(二二) 陸軍大演習と市橋長義の贈位

大正六年十一月琵琶湖東の平野に陸軍特別大演習を舉行あり、同月十七日今上陛下は市橋長義が生前の功績を追賞し從四位を贈らせ給へり、御沙汰書左の如し。

故市橋長義

贈從四位

大正六年十一月十七日

宮内大臣從二位 千爵波多野敬直宣

故市橋長義

特旨ヲ以テ位記ヲ贈ラ

ル

大正六年十一月十七日

宮内省 宣

第二十二章 大森陣屋最上氏

大森は現在玉緒村大字下大森の地なり、最上駿河守義智以後邸宅を構へ五千石の治所とす、大森陣屋是なり。

最上氏は清和源氏義家より出づ、出羽守兼頼出羽國最上郡に住せしにより姓を最上と稱す、足利氏の支流なるを以て足利又斯波を稱せしことあり、兼頼十七世の孫源五郎義光徳川家康に屬し武勳あり功を以て出羽國數郡の地を領し、麾下二十五城を有し家名最熾なり、義光の子家親能く父の遺業を繼ぎしが家親の子義俊年少にして國政に怠り爲に家臣黨を樹て、争ふに至る、故を以て其所領を沒收せられ改めて近江國蒲生愛知甲賀三郡及び三河國に於て壹萬石の地を與へらる時に元和八年八月昨一十月七年なり、之れ最上家と本郡關係の創始なり、爾後九年を経て寛永八年十二月廿二日義俊病没す年二十六歳なり、子義和時年僅に二歳なるを以て家臣等相議し三河の邑五千石を幕府ニ返納し近江の地五千石を領す、義和後ち名を義智と改む、明暦元年江戸を去り始めて近江の采地に來り居を大森に定む、家紋は丸に二引兩を正紋とし丸に竹雀、五七桐、十六葉八重菊の替紋を用ゆ。



十一月廿二日最上源五郎義俊卒、二十六歳其子義知幼年たるによつて家人等相議して義俊が領知江州三州一萬石の采地三畝の地五千石を差上義知江州の地五千石を以て願ひ領す。

一一四二 寛政重修諸家譜 最上

家親 初義親太郎四郎左馬助駿河守從五位下侍從從四位下

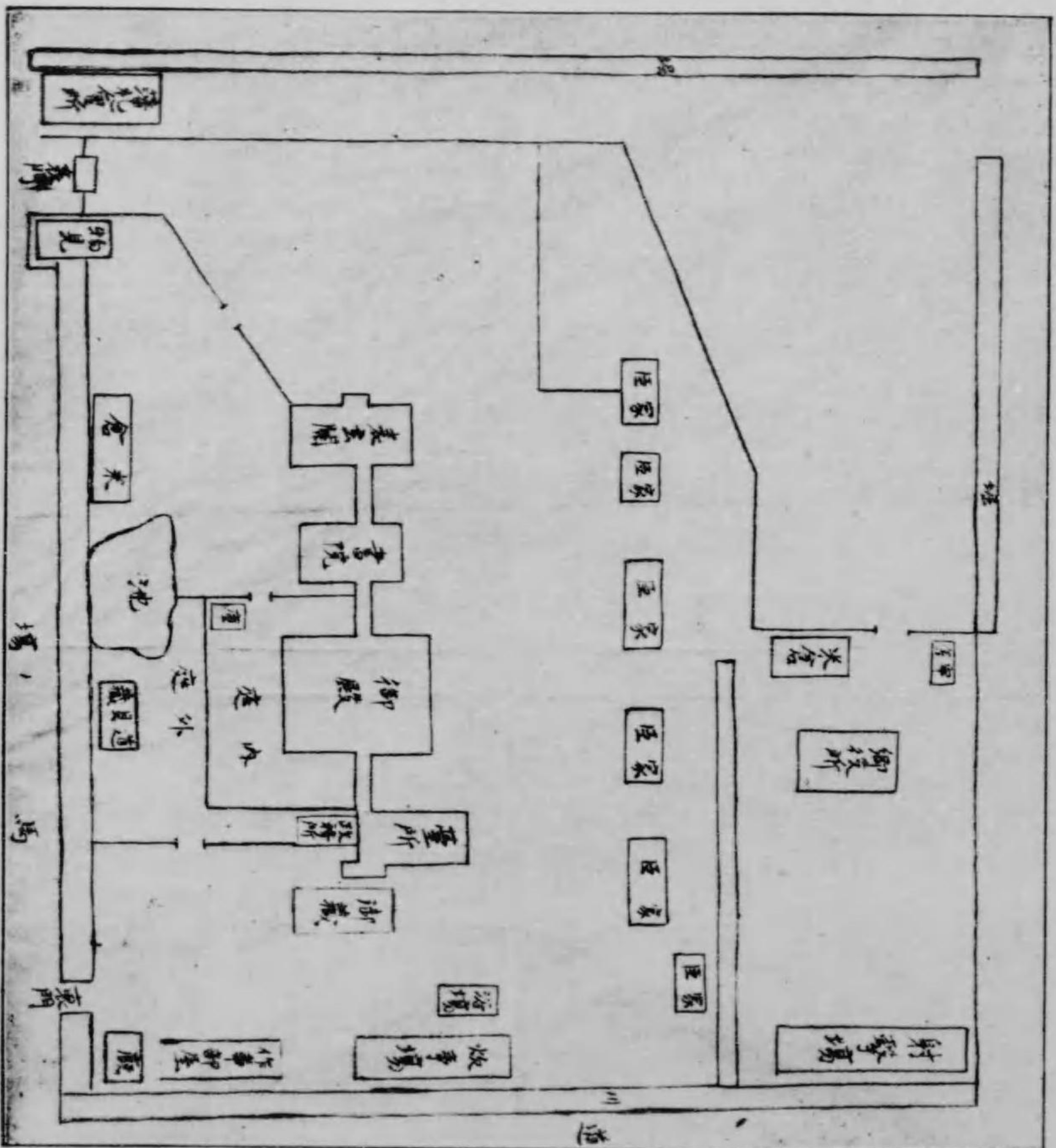
母は某氏

義俊 初家信源五郎

母は某氏

慶長十一年山形に生る、元和三年五月九日遺領を繼このとき義俊いまた幼年たるのあひた、家臣等和睦して先規の如く國政を攝すへしとの仰をかうふる、  
時に十二歳 十日義俊成長にをよふまではすへて國務の大事は上聽をへて沙汰すへしと老中連署の條目を家臣等にくたされ、このとし襲封を謝するの日父か遺物長光の刀唐肩衝の茶入を獻す、後これを最上肩衝と名すげらる、五年六月福

圖屋 陣 森 大 氏 上 最





島正則御勘氣かうふるのとき、松平下總守忠明、松平式部大輔忠次、鳥居左京亮忠政等とゞもに正則か家臣等騒動に及はゞしつむへしどのおほせをうけたまはり、人数を率ゐて正則の邸をかこむのところ、異議なくこれをはたせしに  
より、則そのことを言上にをよひ、長光の御腰物をたまふ、八年八月十八日或七年十月二日出羽國の所領數郡及び城地二十五ヶ所ことごとく没收せられ、あらたに近江國蒲生愛知甲賀三郡をよひ三河國のうちにをいて一萬石の地を義俊母子にたまひ、山野邊右衛門義忠、松根備前光廣をはしめ、家老等數人御咎をかうふる、これ義俊若年にして國政を聽事を得ず、しかのみならずつねに酒色をこみて宴樂に耽り、家老ともこれを諫むといへども聽ざるにより、家臣大半ハ叔父義忠をして家督たらしめむことを希ふ、しかるにひとり松根光廣のみ肯はず且家親の頓死せし躰毒殺にうたかひなり、義忠をよひ小國日向、光松、鮭延、越前、義綱等逆意よりいたせるところなりと訴へ申せしにより、しはゞかれ等を酒井雅樂頭忠世か邸にめされ、對決せしめらるゝのところ、松根の申狀さらに證なかりしかハ、義俊國の掟よからず家臣等騒動にをよふにより、所領沒收せらるへしといへども、父祖の忠勤をおふしめされ、あらたに六萬石の地をた



まふへきのあひた家臣等私那く國政を沙汰し義俊を輔佐せは成長にいたりて本領をかへしたまふへし、義忠をはしめ同心の輩明日城に登るへき旨嶋田利正米津田政を御使として御内慮をおほせ下されしに、義忠等台命をむきかたしといへども逆臣松根のときもの嚴科にも處せらるへきを、さもなきにをいてはかさねて彼かときものあらむにこれを制する事能はさるへし、いよ／＼本領を收められむとならば家老同心の輩みな仕を辭して出家せんことのをむところなり、義俊を輔佐せむことおもひよらすとて御請にをよはさりしかば、このよし御聽に達しかくのことく家臣等伏從せすして國を治めむことおほつかなくおほしめさるゝとて、本領こと／＼く沒收せらるゝの御沙汰にをよひしなり、寛永八年十一月二十二日卒す年二十六、華嶽英心月照院と號す淺草の萬隆寺に葬る。

室ハ南部信濃守利直の女

義智 仙徳源五郎刑部駿河守侍從五位下

母は某氏

寛永九年八月二十六日義俊卒するにより御遺領一萬石のうち五千石をたまはり蒲生郡大森に住す、この日寄合に列す二時に十三年八月十五日はしめて大猷院殿に拜謁す、この日獻するところの物すへて萬石以上に准し乘輿をゆるされのち代々例とす。○下

義長 千壽左馬之助大膳

寂上源五衛門義行か祖

女子 大島平八郎義當か妻

女子 太田太郎左衛門康重か妻

女子 妻木藤右衛門頼次か妻

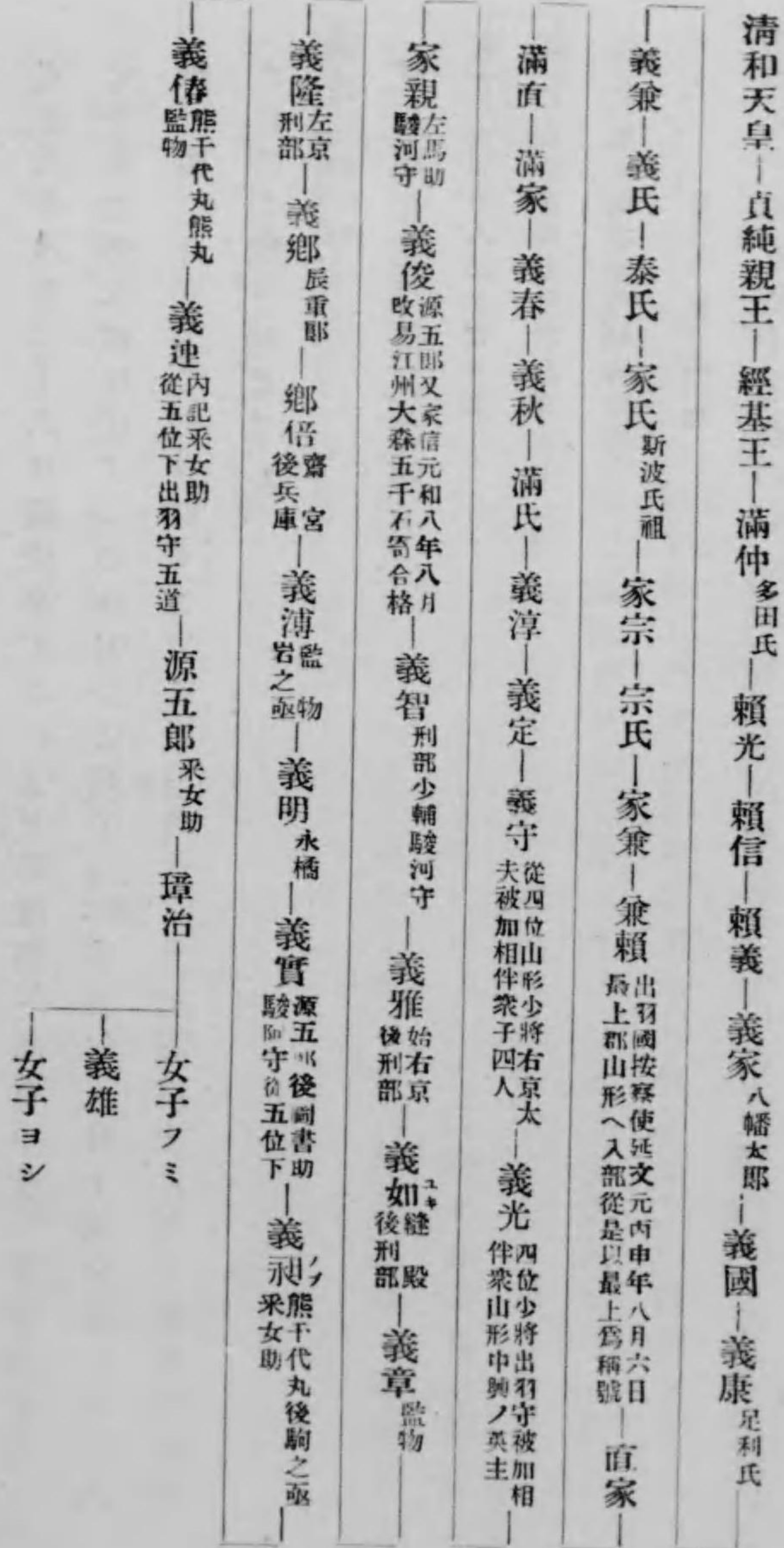
最上記追加

元和八年源五郎十七歳の時領分被召放、江州參州之内にて高壹萬石被下候處に其後八九年相煩養生も不叶廿六歳にて病死有之、其時子息刑部義智二歳にて源五郎遺領壹萬石之内五千石差上之、刑部成人之後御取立可被成由井伊掃部頭直孝演説之旨内藤志摩守殿家老ともへ申さるゝに付、どもかくも御指圖次第可仕由家來共申候へ者、江州參州之内何方にても望次第可被下由被仰出、左候は、江州にて五千



石拜領可仕旨申上其通に被仰付、最上家有歟無歟の身上、昔は國持の果そとも知る人さへ希に成行候事、其本、松根備前一心の積悪より事起りて羽州最上の一家中の諸侍罕々の體と成て諸國へさまよひ果しなり。

最上氏系圖



第一節 最上氏の采地

最上氏が所領五千石は近江の三郡に亘りたり其村名村高左の如し。

一一四三 玉緒村下大森鳥越親順氏記録

最上領村高

一高五百六拾四石五斗三升	上大森村
一同八百四拾四石六斗七升	下大森村
一同九百七拾四石壹斗八升	尻無村
一同貳百九拾壹石七斗七升	稻垂村
一同五百七拾壹石九升	石原村
一同貳百七拾八石六斗五升	小御門村
一同百四石壹斗壹升	野口村
一同千九石六斗五升	愛知郡池之庄村
一同百六拾壹石貳斗九升	甲賀郡市之瀬村
一同百九拾九石二斗五升	同上野村



第二節 最上義智

寛永九年八月廿六日義智父の遺領を継ぎ明暦元年廿五歳の時初めて本郡に移住す、元祿八年十二月十五日高家に列し十八日從五位下侍從に叙任し駿河守を兼ね、九年十一月十四日明正天皇崩御之時幕府の命を請け京都に趣く、十年三月九日卒す、年六十七江戸淺草の萬隆寺に葬る諡して寂性院殿是誰玄空居士といふ、妻は松平和泉守の養女を娶りしが後ち奥平美作守忠昌の女、又西三條右大臣實條の二女を娶れり、義智性文雅を好み背花堂と號し大森山上ニ亭を築き觀湖亭と名つけ政務の餘暇悠遊の所となす、眺望の詩文文筆志に採録す、又高野永源寺の風景を愛し時々登覽す、寺僧拙心和尙と情交密なり、貞享五年義智幕府の繪所狩野洞雲に隻履達摩の像を畫かしめ之を永源寺に寄す現存す、拙心和尙其來由を裏面に書して曰く、

狩野洞雲筆、大樹君愛幸之畫師而公事無暇、以故浮屠之士不在言、雖名公鉅卿亦鮮得、其畫者、最上形部少輔源義智公、素與雲厚善、又崇敬我山、且深故清雲繪此隻履西歸、圖以喜捨當寺、實是奇珍十襲可秘者也、其標軸且紀來由以告後昆云。

最上形部少輔源義智



貞享第五龍集戊戌九月初一日

瑞石山主拙心正千敬書



一一四四 神崎郡八日市町金屋某——氏所藏文書

追啓、日之先御即興は毎秀逸之儀致拜吟候事御座候、左之通三日之内御來駕可被成候は、晝前より奉待存上候。

先日者遂參上緩々得賢慮殊更御饗應之儀共過分至極存候、然者其節如御詢諾當月中窺貴際申請度存候、明廿日廿一日廿二日之内天氣次第於御光臨者可辱候、拙心和尙御誘引之節者重而又御光駕可爲本望候、此等之趣可申達與如此御座候、恐々謹言、  
十月十九日  
最上形部少輔

松 雲 禪 室

義 智 花押

玉 床 下

### 第三節 最上義雅

義雅は義智の子なり始め右京と稱し後刑部と改む、寛文七年九月十二歳の時徳川家綱に謁す、元祿十年七月十一日父の遺蹟を繼ぐ、始めて大森陣屋へ入部の時重臣布施市兵衛に與へし文書に。

一一四五 玉緒村上大森布施友政氏文書

けふは初而大森へ之入部に天氣まで好、よろこひ候、市兵衛存命申候は、さそよろこひ可申候と一入のこり多候、市兵衛の事は我等へやすみより、こゝろ入ともわすれかたく候、其方なども取たてやうすよく可申付とおもひ候へども、駿州公御果後、物入ともつとひ、こゝろに不任、うち暮行々朝夕も心安暮し様に可申付候ま、さやう心へ可申候也。

八月十七日

義

不苦候ま、さい所にてても切々御所へも出可申候。

(端書) 最上義雅公筆

先祖市兵衛へ被下候

八月十七日とありて年紀なけれども按ずるに元祿十一年にてあるべし、爾後僅に一年にして翌十二年正月九日大森に病歿す、年四十四歳、尻無村妙應寺に葬り、元享院功山宗忠と諡す、妻は諏訪因幡守忠晴の養女、後妻は植村土佐守忠朝の女なり。

### 第四節 最上義如

義如幼字は傳次郎縫殿と稱し後刑部と改む、實は永井壹岐守直増の次男なり、義雅嗣



なきを以て入て養子となる。元祿十二年七月九日父の遺領を相續す。寶永元年尻無の妙應寺本堂を改築せり。蓋し寺僧の請によりてなり。同年又小御門大林寺を建立す。享保三年三月三日卒す。江戸淺草萬隆寺に葬る。年三十八。諡して眞心院一起祖入居士といふ。

### 第五節 最上義章

義章名は監物享保三年六月二日家督を相續し。同五年大森に入部せり。十七年十一月二十一日傳家の寶刀鬼切丸を將軍の覽に供す。蓋し松平伊豆守の介する所なり。元文三年五月三日家督を譲りて隱居し。寶曆元年十二月廿三日江戸に卒す。年五十一。淺草萬隆寺に葬る。雄岳院殿傑俊良英大居士と諡す。

### 第六節 最上義隆

義隆左京又刑部と稱す。元文三年五月三日父の隱居により家督を相續す。元文五年七月始めて大森に入部す。寶曆五年八月七日江戸に卒す。年三十六。淺草萬隆寺に葬る。心了院殿教外別宗大居士と諡す。

### 第七節 最上義郷

義郷名は辰十郎。寶曆五年十一月七日父の遺領を相續す。同七年正月遠祖義光の崇敬せし羽前國大沼明神に弓矢を奉納す。願文今猶同社に存す。寶曆八年將軍家重に謁す。同年江州洪水あり。高井川の流域潰没して所領の民田養水に艱む。即ち爾來三年貢租を減じ更に新水道を開通して灌漑に便す。明和元年十一月十六日隱居して家督を郷倍に譲り。安永七年七月九日卒す。年三十七。江戸淺草萬隆寺に葬り。諡して興雲院殿寛海道龍大居士といふ。

### 第八節 最上郷倍

郷倍名は齋宮後兵庫と改む。明和元年十二月廿二日家督を相續す。實は松平因幡守康郷六男なり。養父義郷子なきを以て入て家を嗣ぐ。明和七八兩年大旱し。領内の民大に困しむ。即ち毎年玄米七百俵を救助せり。安永元年甲賀郡市瀬村の養水路を開鑿す。天明七年諸國凶荒し。慘害甚し。即ち領内の救米六百五十俵に及べり。同年六月十八日江戸に卒す。年四十三。淺草萬隆寺に葬り。泰亮院殿豪山良雄大居士と諡す。



### 第九節 最上義溥

義溥始め岩之丞後監物と改む實は郷倍の弟なり天明八年九月十一日家督を相續す寛政元年十一月大森村十禪師宮を再建し同年陣屋臺所を改築す同五年十二月十七日領内の民騷擾し大庄屋小御門村島村丈助の邸宅を襲ふ翌年二月に至りて事鎮靜す同十二年陣屋の建物を改築す文化十二年八月八日卒す年五十一江戸淺草萬隆寺に葬り諡して戒月院殿定雲義慈大居士といふ。

### 第十節 最上義明

義明名は永橋後才助と改む實は郷倍の子なり寛政二年八月義溥の養子となりしも病弱の身なるを以て隠居して悠々世を送り弘化四年七月十六日卒す年七十五歳諡して月高院殿老峰雪翁大居士といふ。

### 第十一節 最上義實

義實幼名源五郎後圖書助といふ天保三年正月大番頭となり十二月從五位下に叙し

駿河守に任せらる同六年九月九日卒す年四十一江戸淺草萬隆寺に葬り光徳院殿義山心大居士と諡す。

### 第十二節 最上義昶

義昶幼名熊千代丸後駒之丞と稱し采女助と改む天保六年九月十八日遺領を相續し弘化二年五月三日大森に於て卒す享年三十二无無の妙應寺に葬り天真院殿松嶽源雄大居士と諡す。

### 第十三節 最上義倭

義倭幼名熊千代丸後熊丸と稱し監物と改む弘化二年九月十日遺領を相續す時に年八歳なり此時に當り外國の船舶我沿海諸港に來りて互市を乞ひ國內には攘夷の論鼎沸して物情漸く恟々たり寛永以來徳川幕府の執り來りし鎖國政策も時勢の推移に海警の報頻々たるに至り幕府は漸く祖法墨守の爲に海防の策に苦しみ鑄砲鑄銃の事を諸藩に命令せり嘉永二年九月廿六日御本丸御目付より召狀に接せし大森陣屋にては家老榑岡小市郎をして出頭せしめしに異國船來航に付海岸の警備を命じ



たり之れ異國船打拂の議の再燃に因りし命令なりし、それより毎月三八五十の日を定め玉尾山に於て家士に鐵炮練習を行はしめ又各種の銃炮を炮工に命じて鑄造せしむ。

鳥越準左衛門記録

- 一百 匁筒 長二尺五寸 二挺 目方七貫目
- 一二十 匁筒 長二尺三寸 五挺 目方三貫目
- 一四 匁筒 長三尺 十挺 目方八百目

右水口宿在、山村鍛冶師廣瀬喜兵衛へ被仰付候。

(嘉永二年秋)

(一) 干飯の徵納

嘉永六年六月米使べりが浦賀灣頭に來りて通商を請ふに至り海警の聲愈國內に喧しく幕府は外使の應接内警の準備に思慮を勞し諸藩に命じて益戰備を整へしめたり、同年九月大森陣屋よりその領内諸村に令せし干飯調製の文書も當時戰備の一端なり。

一一四六 鳥越準左衛門記録

近年異國船度々渡來ニ付於公儀茂厚御手宛追々被仰出候折柄ニ付御軍用爲御手宛干飯御圍被仰付候、右は高壹石ニ付壹合之割を以銘々應高ニ爲御冥加干飯ニいたし來ル十一月中途ニ上納可有之候尤當年之作柄ニ付少分たりとも難澁ニも可有之候得共太切之御備御入用ニ付厚御心得能々干揚紙袋わなり共入候て大森御藏に直ニ上納可有之候、此旨村々役所におひても得と勘辨いたし心得違無之様可申付候。

丑九月

(嘉永六年)

御 用 所

(二) 大炮の鑄造と江戸邸への運送

幕府は又諸藩に令して沿海を警衛せしむ、然るに最上家には未だ大炮の備へなきを以て應急の策として同月江戸にて別所家の所藏大筒壹挺を買ひ以て海警の列に加れり、是に於て製砲は焦眉の急となりしを以て同年十一月重量壹貫目玉の大炮壹挺を粟太郡長村の鑄工藤村佐兵衛光重に命じて製造せしめしが翌七年正月八日佐兵



衛は之を大森陣屋に納めれば同月十四日前山に於て試験發炮を行ふ、之れ本郡東北の野に炮聲の轟きし始めにして國運發展の曉鐘なりき、當時の記録によれば此大炮は長四尺四寸にして炮身の重量百二十四貫八百匁代價百四拾兩壹分貳朱と壹匁六分なり、但シ此外に炮車は江戸にて製し代價五拾五兩を要したりと見ゆ。かくて大炮はその後他の小銃と共に江戸邸に運ばる、運送に當り今切の關所を通過すべき爲に左の左券を要したり。

一一四七 鳥越準左衛門記録

覺

一鐵 炮

八 挺

内壹貫目筒

壹挺

百 目 筒

貳挺

貳拾目筒

五挺

但鑄形貳挺

右者在所從近江國大森江戸屋敷迄取寄申度、今切御關所無相違罷通候様被成御裏印可被下候以上。

嘉永七甲寅年正月七日

最上 熊 丸 ○

阿部 伊勢守殿

牧野 備前守殿

松平 和泉守殿

松平 伊賀守殿

久世 大和守殿

内藤 紀伊守殿

(裏書)

表書之鐵炮八挺關所無相違可被通候、斷者本文ニ有之候以上。

紀 伊 ○

大 和 ○

伊 賀 ○

和 泉 ○

備 前 ○

伊 勢 ○



今切關所 番中

嘉永七年五月西洋の砲術家竹内東白を招きて布引山に於て其技を行はしめ、同人著する所の砲術書を購ひて士卒に習はしめ又士卒の數を増加し新に武具を新調する等内外多事なりしが、安政四年閏五月十五日義俣は大森陣屋に卒す享年僅かに二十歳なり、尻無村の妙應寺に葬り暹光院殿忠山義介大居士と諡す。

第十四節 最上義連

義運始め内記又采女助と稱す晩年五道と改名す實は井上河内守正直の弟なり、義連壯年にして卒せしを以て安政四年九月入て其嗣となり十二月五日遺領を相續す、文久三年十月大番頭となり元治元年正月從五位下出羽守に任せられ慶應二年五月駿河守に遷任せらる義連の最上家に入りて嗣となるや尊王攘夷の論國內に喧しく國事日を追ひ多端となりやがて明治大維新の序幕開展となる時なれば、身は僅かに五千石の領主なれども國事に思慮を勞せしは當時の記録に偲ぶを得べし、文久三年十月大番頭となり大坂城番を命せられしかば部下の士卒を派遣し京坂の間に警衛の

任務を奉せり、元治元年七月十九日宮城蛤門の變あるや召に應じて出で、守衛の列に加はる慶應四年明治元年正月伏見鳥羽の役あり將士官軍に屬して能く任務を盡せり、翌二年正月賞賜の口達に。

一一四八 鳥越準左衛門記録

口達覺

大森村

仲侍江

昨年正月中、京攝之際騷擾之砌、從前々以由緒無滯御用相勤候段太儀神妙之至に候、依之乍聊御酒被下候事。

己正月

(一) 徳川慶喜の東歸と近江の諸藩

伏見鳥羽の戦によりて罪名を負ひし徳川慶喜は正月六日海路大阪より、江戸に還り一意謹慎を表したりしも、朝議は遂に江戸城攻撃に決せしを以て、二月二日大政官代より令を諸藩に下し其の上京を命せり、當時近江國には彦根に井伊氏、膳所に本多氏、



水口に加藤氏、大溝に分部氏、宮川に堀田氏、西大路に市橋氏、山上に稻垣氏、三上に遠藤氏、大森に最上氏、朽木に朽木氏が藩せしを以て上京の命令は回達を以て下されたり。

一一四九 鳥越準左衛門記録

御用之儀候間、明後四日巳刻、大政官代二條城迄可被罷出様、軍務掛衆被申渡候、仍申込候也。

二月二日

大政官代

書記役所

- 尾張大納言殿
- 井伊掃部頭殿
- 本多主膳正殿
- 加藤左京太夫殿
- 分部若狭守殿
- 堀田豊前守殿
- 市橋下總守殿
- 稻垣若狭守殿

- 遠藤但馬守殿
- 最上駿河守殿
- 朽木主計頭殿

留主居中

尙今日中回達、必返却可有之候、且承知名前可被記者也。

右之回達三日辰の刻三上の陣屋、遠藤但馬守方より大森陣屋に送りしを以て披見、即刻坂田郡宮川陣屋堀田豊前守へ回送し、家老楯岡小市郎鳥越準左衛門は直ちに上京して左の詔を奉戴せり。

一一五〇 鳥越準左衛門記録

今度慶喜以下賊徒等江戸城え遁れ益暴逆を恣にし、四海鼎沸萬民塗炭ニ墮つるを忍ひ給ひて、叡斷を以て御親征被仰出候、就而は御人撰を以て被置大總督候間、其旨相心得畿内七道大小藩各軍旅用意可有之候、不日軍議御決定可被仰出御趣旨可有之候間、御沙汰次第奉命馳集るべく候、宜諸軍戮力一同勉勵可盡忠戰旨被仰出候事。

二月三日



(二) 最上駿河守の上京と領地安堵

最上駿河守義連は春來微恙引籠りしも閏四月廿一日大森を發し翌日上京届出を爲せしに二十五日辨事役所詰を命せられたり、越て五月十五日本領安堵の命を請け同廿八日中太夫席に任せらる。

一一五一 鳥越準左衛門記録

高五千石 最上駿河守

從前徳川府屬ヲ以テ令領知之處、其方儀慶喜反逆ニ不從、大儀ヲ致シ速ニ上京志願之趣、達叡聞神妙之至、忠情不淺被思召、依之本領安堵、是迄之通被仰付、今後分限相應王事ニ勤勞可致旨被仰出候事。

慶應四年戊辰五月

太 政 官

(三) 奥羽戦争と軍資の獻納

江戸開城は戦を交へずして官軍の手に歸せとも奥羽の地未だ平定せざるを以て諸藩は多くその征討に従ふ、最上家は家士も少なく京都守衛の任にも就き陣屋の事務

も多ければ六月八日出陣に代ふるに獻金を以てすべきを命せられたれば即ち金千兩を軍資として獻納せり。

一一五二 鳥越準左衛門記録

最上駿河守

其方儀當春御用<sup>差</sup>相勤居候處、先般御沙汰之通本領安堵被仰付候ニ付而者、身分相應之御奉公可仕儀ニ付今般奥羽越後口等江出張可被仰付之處、其方客春來上京騷擾之際未だ在所取締向等不行届も可有之に付、右出張之儀者被差置軍資費として高千石に付金二百兩宛、月限貢獻致候様被仰付候、依之御暇被賜歸邑可致旨被仰出候事。

但御用有之節者御沙汰次第早速上京候様兼而可相心得旨被仰付候事。

六月

(四) 明道館の設置

練武修學の藩校は諸國の大藩に於ては夙に開設せられ文武の師を聘して藩士の教育を忽にせざりしが、小藩及旗本に於ては微祿なるを以て之を設置し能はざりしも



幕末に及び外船の海警、尊王攘夷の説漸く熾となり人材の要求は練武修學の必要となり、他費を節して文武館を創むるに至れり、西大路藩に於ても寛政八年に日進館を創置して藩士の教育を奨励せしが、最上氏の如きは封土僅に五千石にして大藩の重臣にも及ばざる小封なれども、時勢の進運に激勵せられ明治元年九月文武館を創設し名つけて明道館といふ、文學は田中勝三高田喜太郎(義甫)を教師とし、武藝は鳥越準左衛門丹野與三右衛門師範として子弟の教育を掌れり。

(五) 版籍奉還と最上氏の京都移住

明治二年十二月大森邑主最上義連は駿河守の稱を廢し士族に編入せられ、翌三年正月版籍を奉還して永世祿百五十石を賜れり。

一一五三 鳥越準左衛門記録

最上從五位

現米百五十石

爲家祿永世宛行候事

明治三年庚午六月

京都府印

二百有餘年大森陣屋の主として里人の敬慕せし最上氏も同年十月二日京都府貫屬仰付られ我大森を離れて京都に移住せり、恩顧の舊臣離別の情禁へざるものあり、十二月十七日御陵衛士を命せられしが同五年八月廿五日願に依りて之を免せられ十一月隱居の身となり二十二年四月卒去あり、京都府葛野郡大内村中堂寺西寺町日蓮宗長國寺に葬る、其子源五郎家督相續の後舊縁を尋ねて大森村に來り明治九年四月より大森小學校に教鞭をとりしが、十年六月七日東京に行くと稱し漂然出郷し爾後音信なく所在不明に終れり、舊臣鳥越準左衛門の嗣子親順深く舊主家の絶へんを憂へ多年源五郎の所在を探りしも遂に要領を得ず、大正四年一月支旅最上璋治氏を以て最上宗家の相續たらしめ二月本籍を玉緒村大字下大森に移せり。

廢藩當時に於ける臣下の食祿と明治四年政府の下附金

食	祿	政府下附金	氏名	明治四年の年齢
一石高百	石	三百二拾兩	最上璋治	五十六才
一同八十石	石	二百四拾兩	執政 橋岡小十郎	五十六才
一同七十五石	石	二百四十兩	中老 山田織右衛門	七十三才
一同三拾五石	石		給人 山田雅	三十二才



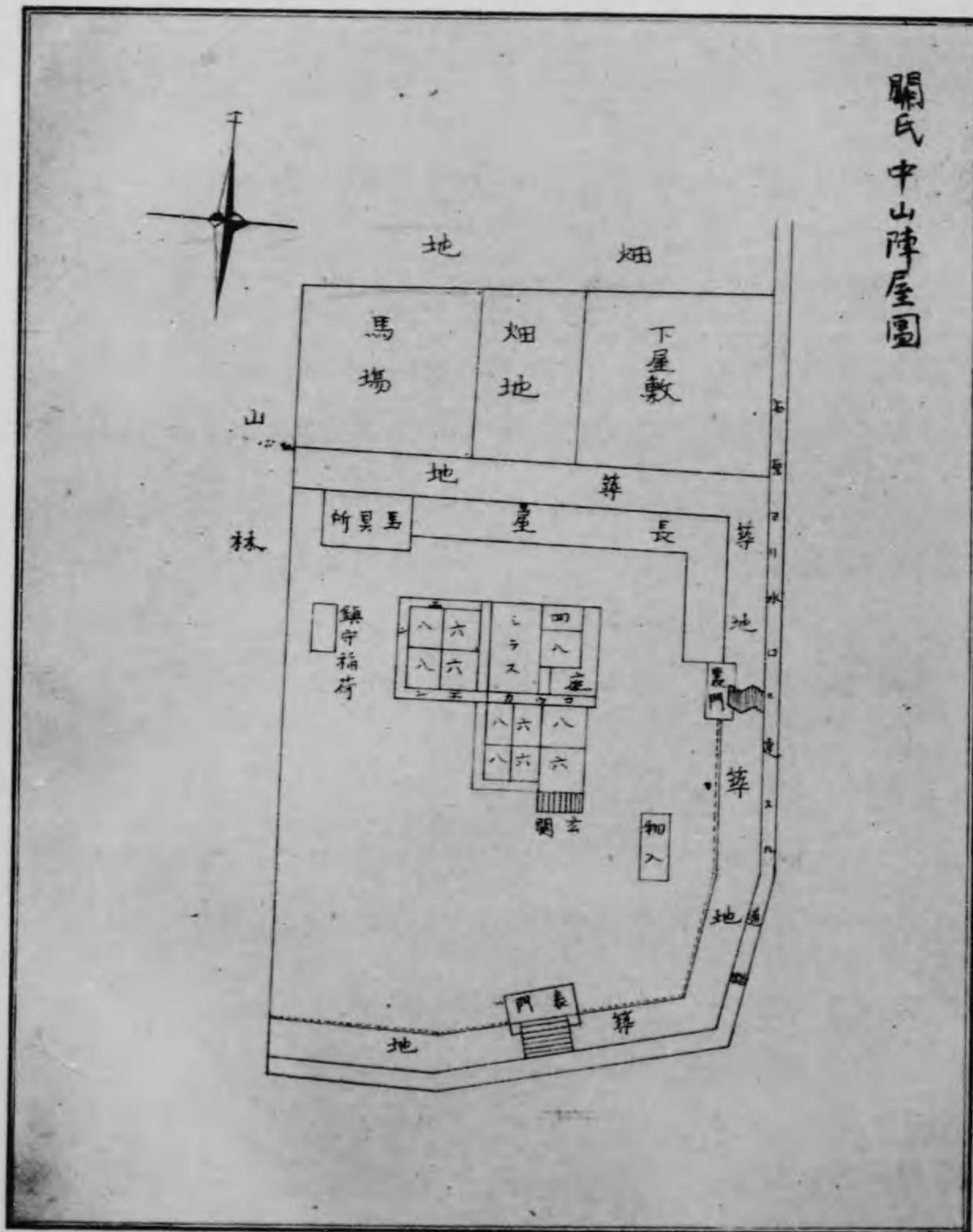




す、明治維新に至る二百五十年間陣屋の所在地たり。

關氏は平清盛より出つ清盛の孫惟盛資盛一作の一子平氏滅亡の時紀伊國芋瀬に隠れ、後ち伊勢國鈴鹿郡久我山中に住し又關に移り移住せり、依て關氏を稱す、支族に神戸氏、峯氏、鹿伏兎氏、國府氏等あり、各家封を分領し在住の地名を姓とす、安藝守俊盛の時同國龜山城主たり、俊盛の子胤盛孫盛雄を経て安藝守盛信に至る盛信は即ち萬鐵齊にして日野城主蒲生定秀の甥なり、盛信の子一政從五位下に叙し長門守に任せらる、天正十二年蒲生氏郷封を伊勢松ヶ嶋(坂松)に移さるゝに及び一政其麾下に屬す、一政の子盛吉又從五位下長門守たり、氏郷に屬す、天正十八年氏郷封を會津に移さるゝに及び盛吉も從ひ移り白河城に封せられ四萬八千石を領す、同十九年陸奥征伐の時九戸城に功を樹つ、慶長三年氏郷の子秀行封を宇都宮に移さるゝに及び盛吉は召されて豊臣氏に屬し信濃國川中島に封せられ三萬石を領せしが四年美濃國石津郡多良一作土に移封せらる、同五年九月關ヶ原の役始め西軍に黨せしも東軍に應じ井伊直政の軍に屬す、功を以て舊領伊勢國龜山城に封せられ三萬石を領す、同十五年七月十九日伯耆國黒坂城に移り二萬石の加封あり五萬石を領す、同十九年大坂冬陣には天満口に戦ひ翌元和元年五月の役にも同所に戦ひ首五十二級を獲たり、此く武勳赫々た

關氏中山陣屋圖





りしに元和四年家臣争論の事により領地を沒收せらるゝの否運に遇へり。  
盛吉の子兵助氏盛同年七月父が所領を沒收せられし時父祖の功により本郡内に於  
て采地五千石を興へられ寄合格に列せられたり爾來中山村北比部に陣屋を建て治所  
とす中山陣屋是なり一説に陣屋建設地は蒲生賢秀の女關家に嫁せし時化粧料とし  
て附せし縁故地なりといふ。

### 第一節 關氏の領地

元和四年七月關兵助氏盛が本郡内にて興へられし五千石の領地は七箇村なりしが、  
當時の宛行狀は今之を見る得ずと雖も知行目録の寫本によりて左ニ抄出すべし。

一一五四 北比部佐村中山柴田勇氏所藏記錄

#### 知行目録 (關左近)

近江國

蒲生郡之内七箇村

一高千五百八拾八石四斗壹升五合

一高千七拾九石六升四合

中山村  
麻生村



- 一 高三百二十六石八斗
- 一 高三百三拾四石一斗一升
- 一 高百六拾石九斗七升七合
- 一 高千四百八拾二石六斗四升
- 一 高二拾二石六斗二升一合

- 大森村
- 田井村
- 大塚村ノ内
- 市子村
- 山中村

内五石三斗七升三合

古來より引高

右拜領高知行所郡村書面之通相違無之候也

寛文八年十二月十四日

兵部太輔氏盛 花押

右は元和四年拜領當時の石高なるべし、然るに二百五十年を經過せし間には新田島開墾等も行はれ漸次石高に異動を生ず、即ち明治元年の記録によれば古への七ヶ村を十四ヶ村に分ち石高を左の如くに分割せり。

一一五五 北比郡佐村中山高岡啓三氏記録

明治元年十一月

關越前守知行所取調帳

下太夫 關左近

高五千石

内譯

- 高千五百九拾三石七斗八升八合
- 内高百拾二石二斗七升 穢多高
- 四百八拾三石四斗二升五合
- 五百九拾五石五斗七升九合
- 三百二拾六石八斗
- 三拾九石二升二合五勺
- 三百三拾四石二斗二升
- 百六拾石九斗七升七合
- 千四百八拾二石六斗四升
- 内六百九拾四石九斗一合四勺
- 四百六拾石二斗四升一合三勺
- 二百九拾七石四斗九升八合
- 百八拾二石五斗八升三勺

近江國蒲生郡

中山

村 西谷 東谷 徳谷

- 上麻生村
- 下麻生村
- 大森村
- 同 新村
- 同 田井村
- 同 大塚村
- 市子村
- 市子殿
- 市子川原
- 市子沖
- 市子松井



二拾二石六斗二升一合  
二百四拾五石八斗七升九合三勺

山 中 村  
同 新 村 發 田  
十四ヶ村

村數七ヶ村を十四村と稱せしは市子庄を四ヶ村に分ち中山村を西谷東谷徳谷の三區と今の大字豊田を合せて四ヶ村となせしにより、石高の増加に付ては山中村鏡山村に於て二百四拾五石八斗餘の大開墾行はれ、大森村朝日野村に於て約四拾石の新開墾地ありし爲なり。

第二節 關久盛の民治令

元祿七年九月關伊織久盛は領内各村に五ヶ條の民治令を發布す其條項左記す。

一一五六 朝日野村大森共有文書

覺

- 一 公儀御法度之儀者不及申、前々被仰出候趣、彌堅相守可申事。
- 一 神事、佛事、祭禮、並婚禮等に、不致美麗、分限相應に可仕事。
- 一 附屋作、衣類、平生出會之料理等は、分限より軽く可仕事。

一 不依何事、村々御訴訟之儀在之候者、向後其村切に相談仕、小百姓は肝煎を以庄屋に訴、庄屋より下役人まで申達、騒動不仕候様に致へく候、惣而村之出入等、筋目無く儀共申つのらさる様に可仕事。

一 於御領分村々、自今以後牢人、出家、醫師、致住居候儀、堅無用可仕事。附行衛不知者者、一夜成共留置申間敷候、并諸勸進堅停止之事。

一 自分之山林、竹木之儀、目立候程之竹木は、無斷むさと切取申間敷事。右之條々被仰出候上者、諸事申合急度相守可申候、若違背之輩於在之者、可爲曲事者也。

元祿七甲戌年九月

柴 治 郎 右 衛 門 印  
吉 彦 兵 衛 印  
今 平 右 衛 門 印  
井 助 左 衛 門 印

大 森 村

庄 屋

肝 煎



右被及思召候儀、有之候得共、不被、遂御詮儀被差置、今度此趣被仰出候間、自今急度相守可申候以上。

第三節 關盛有寺地を寄附す

盛有始め徳次郎と稱し、後伊織と改む。長門守盛時の男なり。明和三年八月父の卒去により、家督を相續す時に年十六歳なり。同七年十一月所領中山村之内石高百石を金剛定寺良觀法印に寄附せり。金剛定寺は同村に在る古刹なり。

一一五七 北比部佐村中山金剛定寺文書

一高百石

右此度令寄附畢、仍而毎歳於中山三箇村可爲所納者者世。

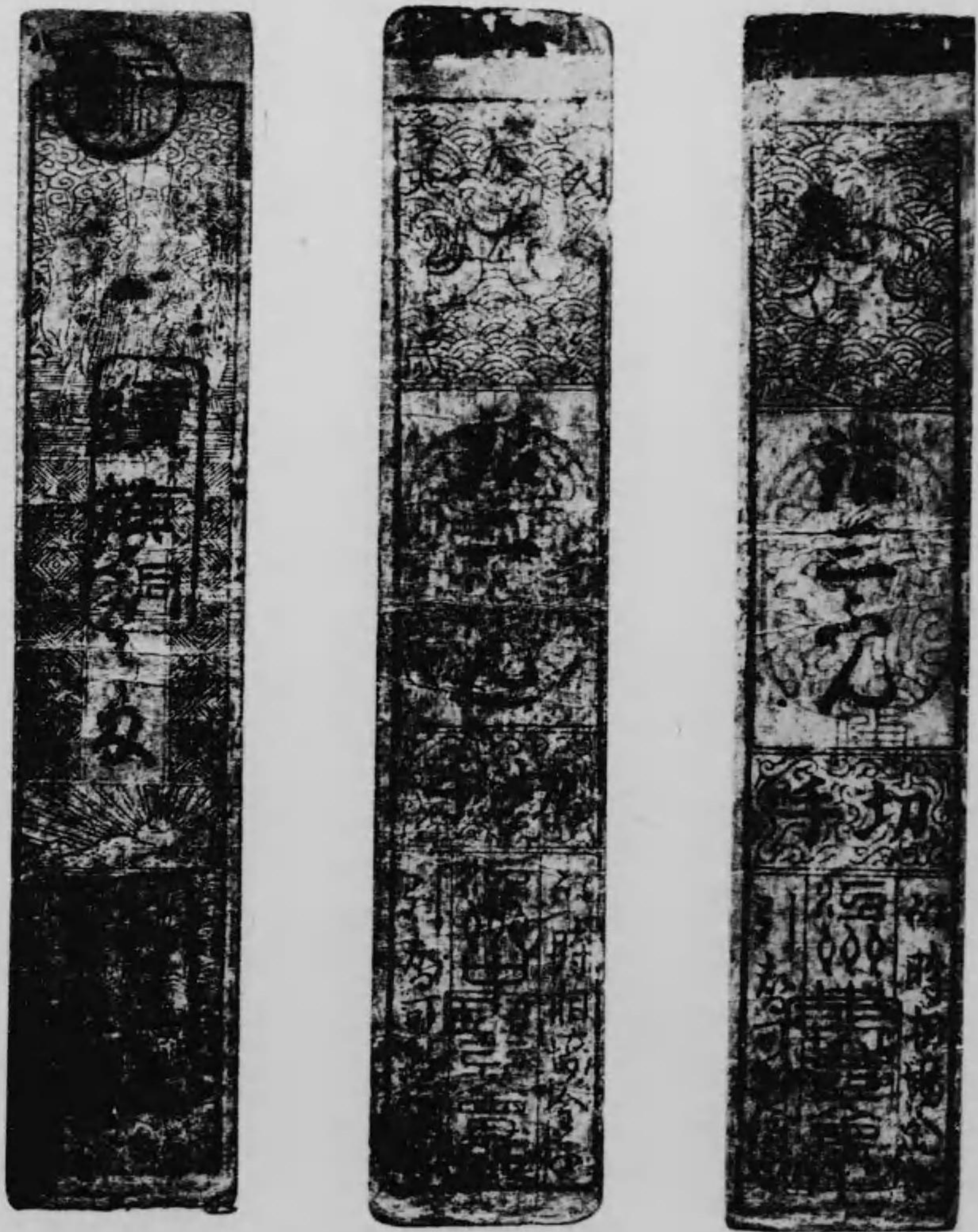
明和七寅年

十一月

伊 織 印

金 剛 定 寺

良 觀 法 印



手切行發氏關屋陣山中



#### 第四節 關氏の世系

關氏の世代志は寛政重修諸家譜に概記さるゝを以て左に之を抜記し、寛政以後は本郡探訪の記録によりて其世代を補ふこととせり。

一一五八 寛政重修諸家譜

○關 平氏清盛流 紋揚羽の蝶 撫角

中略

俊盛 安藝守 伊勢龜山城主

胤盛 天文十九年十一月死す法名宗鐵

盛雄 安藝守

盛信 中務大輔 安藝守 號萬鐵齋

文祿二年六月廿八日死す法名宗一伊勢國關の瑞光寺に葬ル

一政 四郎兵衛長門守

從五位下

盛吉 蒲生氏郷に屬し陸奥白川ニ住す天正十九年秀吉陸奥征討の時九戸城に戰



功あり

文祿四年從五位下長門守

慶長三年蒲生秀行宇都宮移封の時召されて秀吉に仕ふ、信濃川中島ニ於て三萬石を領し後美濃國多良に移り、慶長五年關原の時石田に黨せしも東軍ニ付き井伊直政の手ニ屬し凱旋の後舊領伊勢國龜山城に復し。

十五年七月十九日封を伯耆國黑坂城に給ひ二萬石を給ひ合せて五萬石を領す。

慶長十九年大坂陣ニ天満口に戦ひ元和元年の役ニも同所にあり首五十二級を得たり。

元和四年家臣爭論の事により領知沒收せられ寛永二年十月二十日死す。

室ハ蒲生氏郷の女

氏盛 兵助 安藝守 兵部少輔

從五位下 致仕自閑

實ハ關主馬首盛吉の長男

元和二年從五位下安藝守

四年七月父の所領沒收せられし時、近江國蒲生郡のうちに於て更に采地五千石をたまひ寄合に列す。

寛永十七年六月久能山造營奉行

正保二年二月十七日光山の三佛堂新宮拜殿造營奉行、萬治元年七月四日

天樹院御館普請の事を承り、寛文八年十二月十四日致仕

延寶二年四月十二日亡法名紹由下谷の廣徳寺に葬ル

妻ハ本多正純の女

長盛 左門

寛文八年十二月十四日相續元祿四年八月十五日死す法名宗孤

妻木下淡路守利當の女

久盛 金十郎 伊織

實ハ大河内又兵衛重綱の二男

元祿四年十二月五日相續

八年二月十八日定火消

寶永三年八月十日死す法名紹陰



永張

妻ハ長盛が女  
金次郎 兵部

寶永三年十一月十二日相續十三歳

寛保元年五月六日死年四十八 義英

妻新庄主殿直詮の女

盛時

織江 長門守 山城守 從五位下

寛保元年七月廿六日相續

三年十一月十五日御小性

延享元年十二月十六日從五位下長門守

明和六年八月四日死ス年三十七 宗鑑

妻酒井越前守忠篤の女

盛有

徳次郎伊織

明和三年十一月四日相續 十六歳

寛政五年十二月二十一日致仕す

妻ハ米澤越中守正崇の女

盛平

駒之丞式部

實ハ毛利周防守高慶ノ四男

寛政五年十二月二十一日相續二十一歳五千石

七年十一月十七日より火事場見廻を勤む

北比郡佐村中山岡崎信兵衛氏記録

一 關左近盛平 享和二年八月廿四日卒

觀照院殿仁嶽宗讓大居士

一 關播磨守盛恭 文久二年八月廿一日卒

禪徳院殿前播州刺史恭嶽紹安大居士

一 關越前守成幸 慶應元年十月廿日

大清院殿前州刺史養道義賢大居士

一 關重二郎盛徳 慶應元年家督始重二郎盛徳

一 關左近盛令 明治元年家督 改名次郎京都在住下大夫觸頭

同三年家祿奉還



### 第二十四章 徳川氏領 (尾州藩)

徳川家康の九男義直慶長十二年尾張清州城に移り三十萬石を領す、十五年名古屋城を築き移り大坂役後加封せられて六十一萬九千五百石を領せり、本郡内其所領なるもの左の七箇村にして石高五千拾貳石二升なり。

- 一 四百八十七石八斗 西川村の内
- 一 七百石 岡屋村の内
- 一 二千百二十三石九斗四升 山ノ上村
- 一 三百九十九石六斗八升 田中村の内
- 一 二百八十二石八斗五升 山本村
- 一 六百十二石九斗二升 上野田村の内
- 一 四百〇四石八斗三升 鳥居平村

以上七箇村同時に尾州徳川氏領と爲りしに非ず、寶曆四年の書上によれば岡屋山本上野田鳥居平の諸村は寛永十三年前領主本多丹下尾州徳川氏の臣となりしを以て徳川氏領に移りしとあり、西川村は正保二年の上り知行地、山ノ上村と田中村は正保

二年玉置小平太よりの上り地を徳川氏に與へられたるものなり、將軍家の分家たる中にも尾張紀伊水戸は御三家と稱し聲望高き家領となりし村民は他の大名旗本等の領村に比し常に寛大の治に浴し朝鮮人來朝當時の費用の如きも享保以後國割銀のみを負担し人馬費の江州負擔は特免せられたる等常に特典あり村民も御三家の領民を誇り顔なりき。

### 第一節 八幡町の尾州徳川氏領

八幡町には元祿十一年より文政八年迄百二十八年間朽木氏の所領ありしが、文政九年二月替地となり幕府直轄地に歸したれば代官多羅尾氏の預所となれり、然るに天保十三年尾州徳川家の所領に移れり蓋し同家美濃國內の所領と交替せし處なり、其源因は八幡町は當時より富豪の淵叢地たるにより石高五百五十八石餘に過ぎずと雖も他の十萬石に匹敵すべき收納多き所なりと世にいひ傳へければ終に尾州家の聞く處となり此の交替をなせしといふ。

一一五九 青窓紀聞八

天保十一年十月十三日朝、越前守殿水野御宅へ、山城守殿竹原御呼出ニ而左之御書



付御渡有之。

御料所近江國蒲生郡八幡町高五百五十八石餘思召を以尾張殿御領分濃州之内ニ而料替被仰出候間、村柄等宜場所代知御領被差出可被成候、尤右村方は先年御趣意ニ而私領上知ニ相成候場所ニ付、取締方入念候様御申付可被成旨可被申上候、委細の儀ハ御勘定奉行可被談候。

九月

右八幡町五百石餘ニ而十萬石程の收納有之、至能場所の由。

### 第二節 代官所の設置

替地問題は天保十一年より始めしが如きも代官多羅尾氏より徳川家に引渡しは三年二月なり、同四月徳川家は八幡町に代官所を設け大代官馬場九八郎以下支配吟味役等數人を任命したり。

一一六〇 青嶽紀聞九

天保十三年壬寅春、御高目録信樂御代官所より被渡、同四月八幡懸大代官彼地ニ可被趣旨、被仰渡之。

信樂御代官

多羅尾久左衛門

御預リ手代

吉住右近右衛門

齋藤万左衛門

長尾小矢太

右三名古屋表江相越申候

御使番格

大代官

馬場九八郎

一貳百石

内百石 御足高  
五拾石

八幡町江付候、御用向引受可取扱候、當分八幡町江可相詰候。

四月五日

十四石三人分

福田林左衛門

十石三人分

小林六左衛門



大代官支配吟味役被仰付候、八幡町懸リ可相勤候、座席木曾御材木奉行支配吟味役可爲次座候。

大代官調役

御切米拾壹石

三人分

服部與右衛門

御切米五石

二人分

三輪良次郎

同吟味方

七石貳人分

中野定吉

同

御切符金二兩七石貳人分

稻熊万太郎

同書役

御切米五石

二人分

桑原兼吉

同

御切米六石

二人分

宮川信三郎

右之通被仰付親規八幡役所御役所如此出來申候。

### 第二十五章 彦根藩井伊氏領

慶長五年九月徳川家康石田三成と關ヶ原に戦ひて之を敗る、井伊直政は徳川氏の元勳第一なるを以て戦功として石田氏の佐和山城に封し十八萬石を與ふ、直政即ち十月より同城を修し翌年正月舊封地上野國高崎城より移る、後直政城を彦根山に移さんと欲せしが關ヶ原の傷痍再發し同七年二月中に卒す、嫡男直繼年僅に十三歳なり、家士等は直政の遺志を繼ぎ移城を家康に請ふ、家康之を許し役夫を伊賀伊勢尾張美濃飛彈若狹越前の七國に在る十四藩に賦課せり、かくて元和二年起工せしは現在の金龜城なり、是より先き直繼痼疾あり軍國の用に堪へざるを以て慶長十九年大坂の役起るに及び家康命じて庶弟直孝をして直繼に代らしむ、直孝戦功あり元和元年二月遂に直孝をして彦根に主たらしめ直繼を上野國安中城に移し三萬石の封を割き分家たらしむ、直孝は即ち彦根城十五萬石の主となれり、同年五月大坂夏役起る直孝殊功あり五萬石の地を加増せらる、此地は坂田淺井伊香愛知神崎の五郡にして本郡に關せざりき。



第一節 本郡初度の封地

元和三年九月十一日徳川秀忠五萬石の地を井伊直孝に加へ與ふ其内本郡の壹萬六千二百二十三石三斗餘始めて井伊氏の提封となる。

一一六一 伯爵井伊直憲氏文書

覺

一 高貳萬七千九百六拾五石三斗餘

江州坂田郡内

一 高參千八百拾三石七斗餘

同 愛知郡内

一 高千九百九十七石五斗餘

同 神崎郡内

一 高壹萬六千貳百貳拾參石三斗餘

同 蒲生郡内

都合五萬石

右之所井伊掃部殿へ被下候間當己ノ物成ヨリ可有御渡候者也。

元和三年九月十一日

伊 喜之介印

松 右衛門印

安 對馬印……安藤對馬守

板 伊 賀 印……板倉伊賀守

土 大 炊 ……土井大炊頭

本 上 野 印……本田上野介

北見五郎左衛門殿

本郡の地壹萬六千貳百貳拾參石三斗餘は左の三十三村なり小脇村 辻村 宿村

今里村 成願寺村 河田村(前鳥) 今堀村之内 布施村 三屋村之内 柏木村 下

平木村 南村柴原南 二俣村下二俣 上大森村之内 瓜生津村 石谷村 一式村 市原

野村新出村を含む 高木村 池脇村 林村 中之郷村 奥池村 佐久良村 安部居村

蓮華寺村 平林村 石塔村之内 野出村 綺田村 下小房村之内 河井村之内

大塚村之内

第二節 本郡第二回の封地

寛永十年三月徳川家光井伊氏に五萬石の封土を加ふ内三萬石は近江五郡の地にし  
て二萬石は下野國佐野及び武藏國勢田ヶ谷附近の地なり近江三萬石は左の諸郡と  
す。



一一六二 伯爵井伊直憲文書

覺

一 壹萬五千九百八十石壹斗九合  
一 六百六十七石三斗七升

伊香郡内

蒲生郡内

沖之嶋

奥之嶋

中之庄

愛智郡内

坂田郡内

淺井郡内

伊部尊勝寺郡上

市川分

猪飼次郎兵衛分

新庄内

一千石

一 四千九百四十四石四斗壹合

一 七千四百八石壹斗貳升

内貳千二百二十石三斗八升

七百四十四石四斗八升

千六百七十八石三升

小い四千五百四十貳石八斗九升

貳千八百六拾五石貳斗

台三萬石

即ち本郡は沖之島村奥之島村中之庄村の三ヶ村にして六百六十七石三斗七升なりし。

本郡第三回の封地

同年五月本郡白部村の内拾六石五斗圓山村の内六拾石王之濱村拾三石北津田村貳百六拾三石五斗四升合計三百五十三石四升の地淺井郡と替地され井伊氏の所領となれり、依て初度以來村數四十ヶ村石高壹萬七千三百四十四石七斗一升、井伊氏の提封となれり、然るに翌寛永十一年八月將軍家光の朱印書には蒲生郡壹萬七千貳百三拾五石八斗餘とあり、前記之石高に比して壹百八石九斗一升の減石となれるは其間替地又は何かの異動によりて生せし差なるべきも史料を得ざれば理由知るによしなし。

一一六三 伯爵井伊直憲氏文書

覺

蒲生郡小堀遠江守御代官所之内

白部村

一 拾六石五斗



一六拾石

同

圓山村

右二箇村三萬石御知行之内ニ成申候此替リ淺井郡新庄吉兵衛御代官所賀村御藏入ニ右之高程成申候已上

西五月廿三日

杉田九郎兵衛 印

(寛永十年)

小堀遠江守殿

追而賀村之内高七拾六石五斗先日割し内より御藏入ニ近藤與兵衛ニ御入可被成候以上

一一六四 伯爵伊井直憲氏文書

覺

近藤與兵衛分

一高四百八拾六石六斗四升壹合

淺井郡賀村之内

是者最前三萬石之内渡

此わけ

百五拾九石八升壹合

賀村 内

但三萬石之内ニ可渡

五拾壹石貳升

管谷村

是ハ小谷山と入組候由三萬石之内ニ可渡

小貳百拾石壹斗壹合

但三萬石之内

殘而貳百七拾六石五斗四升

賀村 柏原御茶屋付

此わけ

蒲生郡

拾三石

王之濱村

同

貳百六拾三石五斗四升

北津田村

小貳百七拾六石五斗四升

但三萬石之内

高合四百八拾六石六斗四升壹合

右之村三萬石之内ニ入組候て互に御仕置難成由被仰越候左候は、其方より御書付并繪圖御越候間其通に掃部様御内衆并近藤與兵衛殿へも可被仰渡候最前之郷帳御返し可被成候相究候帳に引替可進候以上

西六月十九日

杉田九郎兵衛 印

(寛永十年)

第一編 大名旗本等の分封



小堀遠江守様

參

一一六五 伯爵井伊直憲氏文書

近江國犬上郡六萬六百七拾五石八斗餘、愛知郡の内六萬千廿貳石六斗餘、神崎郡内三萬五百六拾七石四斗餘、蒲生郡之内壹萬七千二百三拾五石八斗餘、坂田郡之内六萬六千八百拾七石餘、淺井郡之内貳萬四千五百五十五石貳斗餘、伊香郡内壹萬九千百貳拾五石八斗餘、下野國安蘇郡之内壹萬七千六百九拾參石四斗餘、武藏國橋樹郡之内貳千三百六石五斗餘、都合參拾萬石目録在別紙、事、全可令領知狀如件  
寛永十一年八月四日  
花押……徳川家光

彦根少將殿

一一六六 伯爵井伊直憲氏文書

近江國犬上愛知神崎蒲生坂田淺井伊香七郡之内貳拾八萬石、下野國安蘇郡之内壹萬七千六百九拾三石四斗餘、武藏國荏原多麻兩郡之内貳千三百六石五斗餘、都合三拾萬石目録在別紙、事、如前々充行之訖、全可領知之狀如件。  
寛文四年四月五日  
花押……徳川家綱

彦根侍従とのへ

一一七六 伯爵井伊直憲氏文書

近江國

犬上郡一圓

百拾九箇村

高六萬四百六拾四石五斗九升六合

愛知郡之内

百四箇村

高六萬千貳拾貳石六斗四升

神崎郡之内

五拾五箇村

高三萬五百六拾七石四斗九升貳合

蒲生郡之内

四拾箇村

高壹萬七千貳百三拾五石八斗九升三合

坂田郡之内

百三拾四箇村

高六萬七千貳拾八石三斗六升六合

淺井郡之内

四拾壹箇村

高貳萬四千五百五十五石貳斗壹合



伊香郡之内

三拾九箇村

高壹萬九千二百貳拾五石八斗壹升貳合

下野國

安蘇郡之内

拾五箇村

高壹萬七千六百九拾三石四斗壹合

武藏國

荏原郡之内

拾壹箇村

高千四百五拾九石六斗五升八合

多麻郡之内

八箇村

高八百四拾六石九斗四升壹合

都合三拾萬石

右今度被指上之郡村之帳面相改及上聞被成下御判也此儀兩人奉行依被仰付執達如件

寛文四年四月五日

永井伊賀守 花押  
小笠原山城守 花押

井伊 玄蕃頭殿

一一六八 同伯爵文書

近江國犬上郡并愛知之内百四箇村、神崎郡之内五拾五箇村、蒲生郡之内四拾箇村、坂田郡之内百三拾四箇村、淺井郡之内四拾壹ヶ村、伊香郡之内三拾九箇村、下野國安蘇郡之内拾五箇村、武藏國荏原郡之内拾壹箇村、多麻郡之内八箇村、高三拾萬石目録在別紙、任寛文四年四月五日先判之旨充行之訖、全可令領知之狀如件。

貞享元年九月廿一日

花押……徳川綱吉

彦根少將殿

一一六九 同伯爵文書

目錄

近江國

犬上郡一圓

百拾九箇村……村名略す

愛知郡之内

百四箇村……村名略す

神崎郡之内

五拾五箇村……村名略す

蒲生郡之内

四拾箇村

第一編 大名旗本等の分封



中之庄村 北津田村 奥之嶋村 沖之嶋村之内 王之濱村 丸山村 白部村  
 脇村 辻村 宿村 今里村 成願寺村 河田村 今堀村之内 布施村 三屋  
 村之内 柏木村 下平木村 南村 二俣村 上大森村之内 瓜生津村 石谷  
 村 一式村 市原野村 高木村 池脇村 林村 中之郷村 奥池村 佐久良  
 村 安部居村 蓮花寺村 平林村 石塔村之内 野出村 綺田村 下小房村  
 之内 河井村之内 大塚村之内  
 高壹萬七千貳百三拾五石八斗九升三合  
 坂田郡之内 百三拾四箇村 ……村名略す  
 淺井郡之内 四拾壹箇村 ……村名略す  
 伊香郡之内 三拾九箇村 ……村名略す  
 下野國  
 安蘇郡之内 拾五箇村 ……村名略す  
 武藏國  
 荏原郡之内 拾壹箇村 ……村名略す  
 多麻郡之内 八箇村 ……村名略す

都合三拾萬石

右今度被差上郡村帳面相改及上聞所被成下 御判也此儀兩人奉行依被 仰付  
 執達如件。

貞享元年九月廿一日  
 井伊掃部頭殿

本多淡路守 花押  
 牧野因幡守 花押

第三節 井伊氏の加封と長命寺領の朱印

元和元年五月大坂夏役起り豊臣氏亡ぶ徳川家康井伊直孝の戦功を賞し近江國坂田  
 淺井伊香愛知神崎五郡内にて五萬石の地を與ふ十一月二日徳川秀忠改めて直孝に  
 領地朱印狀を與ふ愛知郡平流郷内百石の地は豊臣秀吉が長命寺領に寄せし地なり  
 豊臣氏亡び徳川氏代りて政令を沙汰し愛知郡の地を直孝に與ふ是に於て長命寺は  
 更に徳川氏の朱印狀を得て寺領安堵を請ふ可きなり左の文書は即ち其旨を長命寺  
 に通じたるものなり。



尙々爲御届申入候以上。

態申入候、愛智郡、佐和山御城付ニ罷成候、然者其方御寺領も替目にて候間、大坂へ御朱印取に御上候へと被申越候間、其御用意候而、急度御上尤存候、恐々謹言。

小九左

二月十一日

直 花押

岸十左

元 重 花押

長命寺惣御中

此請求に對する朱印狀にや元和三年八月廿八日付け秀忠平流郷内百石の寺領安堵の朱印狀を存す、秀忠薨じ家光襲職の後寛永十三年十一月九日寺領先判の旨に相違なき朱印狀を交付せり、爾後代々相承して明治維新迄連綿たり、代々の朱印狀は繁を省く。

一一七一 鳥村長命寺文書

當寺領、近江國愛智郡平流郷之内百石事、任元和三年八月廿八日先判之旨、永不可有相違之狀、如件。

寛永十三年十一月九日

朱 印 (家光)

長 命 寺

### 第四節 彦根藩の竹檢地

彦根藩は正保慶安年間に領内諸村の地を檢せしは前篇に記せり、元和以後同藩は領内の竹林地を檢し各村に竹檢地帳を交附し而して年々竹年貢を課したり、郡内に現存する竹檢地帳の最早きを市原野村の元和三年十一月とす、檢地帳には竹林の坪數と所有者の人名を記し、竹林の良否等級に應じて竹を上中下及ひから竹等に差別して之を課せり、先づ竹檢地帳の年代を左記すべし。

村名	竹檢地帳年月	奉行名
市原野村	元和三年十一月	濱川庄太夫
高木村	正保二年八月	三岡長兵衛
蓮花寺村	同上	三岡長兵衛
野出村	同上	同 上
同村	慶安元年十月	杉澤彌左衛門 小山武兵衛



新出村 同年 同月

小山重兵衛  
杉澤彌左衛門

檢地帳には竹林に現存の竹數を記し而して竹年貢は百本ニ付拾五本つゝを收納せしめたり、村々の庄屋は年々竹年貢帳を製し上中下の竹數を記し納入したり、竹年貢は三分一を竹にて納め其餘は銀納せしめたり、但し普請等竹の必用多き年は必しも三分一に限らず竹納せし、郡内彦根領各村の竹年貢は合計六千二百六拾本以下なり、竹檢地帳は長文なれば後記し左に竹年貢帳の奥書と代代銀納の直段書并に年貢竹之通知及請取等を記すべし。

一一七二 東櫻谷村左久其共有記録

竹年貢帳

享保十二歲丁未三月

上竹合貳拾壹本

中竹合百貳拾貳本

下竹合千貳百八拾七本

一一七三 玉緒村上大森共有記録

元祿二年巳八月

竹御檢地帳寫

都合五千九百六拾九本

竹の御直段

一六寸壹本 三分三厘

一五寸壹本 貳分壹リ

一四寸壹本 壹分三厘

一三寸壹本 六リ

一上竹壹本 三りん貳毛

一中竹壹本 貳りん六毛

一下竹壹本 貳りん

一一七四 市原村高木共有文書

高木村

一九拾八本

四寸廻リ竹

右今代村庄屋方へ相納可被申候以上。

酉三月

一一七五 同上文書

一九拾八本

御年貢竹

右之通り儘に請取申候



















附殺生可爲停止事。

彦根 奉行

正保四丁亥年十一月五日

### 第六節 井伊家の放鷹

井伊氏は徳川家康覇業の功臣なり其封土を近江に與ふるは常に京都監視の便あるを以てなり元和元年大坂落城の後家康は井伊直孝に近江全國と山城淀川堤迄を放鷹地として與へ且つ近江江戸間往還の放鷹をも許されたり武士の放鷹は遊獵として古へより盛なるものなり佐々木氏の時又信長の安土城在任時代にも放鷹の例少からず然れども井伊氏が近江より山城にかけ放鷹の地を與へられしは別に意味ある事なり京都の公卿を始め附近の大名旗本等が幕府に對する秘計を企る等を監察する爲に名を放鷹に托し何れの領村市にも侵入し得せしめたりといふ其放鷹の武士を鷹匠といひ頗る勢威を專にせり虎威を籍る鷹匠等は放鷹の際他領の神社境内に入り社殿の鳩を捕へ社人等の之を支ふるあれば打擲を敢てしたる史料さへ發見す鷹場内各村へは鐵砲にて鳥を打つを禁じ庄屋をして請書を提出せしめたり。

一一七九 金田村上田久郷東太氏文書

差上申一札之事

一此度彦根御鷹場之儀御古格を以前々より鳥獵之事御示し來り被成候通被仰聞、  
第一鐵砲にて鳥打候事仕間敷旨御示し承知仕候、尤猪鹿田畑荒候節、威筒相用ひ候儀ハ御差構無之旨承知仕、奉畏候爲後日仍而如件。

文化八寺末年

市橋下總守殿御領分

十月

蒲生郡上田村

庄屋 藤右衛門

年寄 茂十郎

彦根鳥札御奉行

### (一) 井伊直幸の安土山放鷹

天明五年正月二十二日井伊玄蕃頭直幸は領内に巡遊して鷹を放てり、放鷹は一に鷹狩ともいひ鷹を放ちて他の鳥を獲せしむるものなり、此日直幸の行粧は弓二人先頭に立ち次に鐵砲武士、直幸騎馬、家臣六人騎馬、駕二挺槍足輕以下雜卒を併せて二百人



餘列を爲し安土山に登り千疊臺にて直幸自から鷹を放つ事三回、後摠見寺に入り信長の像を拜して下山し、それより豊浦平井濱より二十挺櫓の船に乗り供船二十五艘に家臣を分乗し奥島村に着し、郁子獻上の供御人たる福井茂助邸に宿し、翌二十三日八幡町に出て八幡神社に参拜し、牧村東忠兵衛方に休憩し、それより神崎の町屋片山邸に憩ひ愛知川驛に宿せり。(摠見寺記録)

(二) 井伊直中の放鷹

寛政十一年五月井伊直中南近江に放鷹し、一日土山驛に一泊し翌日笹尾峠より鎌掛村に來り、木津村の金右衛門方に休憩し、松尾山村より安部居村に出で念法寺にて中食せり、一行五百人の大行列なりき。

一一八〇 日野町和田多内氏記録

寛政十一年未五月二日彦根井伊掃部頭様御鷹狩、土山御泊り、木津村金右衛門へ御立寄、松尾山村よりあんべ年寶寺御中食。

殿様御かご。御鷹五ツ 餅さし竿五本 御馬五疋

御供鎗十七本 御同勢五百人御通行。

第七節 大洞辨天堂の建立と領民の一錢寄附

元祿八年彦根藩主直興は城東大洞山上に辨才天堂を創立し庵原助右衛門西山隼人に奉行を命ず、翌九年に至りて成る。當時井伊氏領地内の住民士農工商僧俗男女老少を問はず一人一錢の寄附金を爲さしめ之を其費中に投せり、蓋し結縁の爲にかく爲さしめたりしものなるべし、領民の數實に貳拾五萬九千五百二十六人に達せり、本郡内の同領に於ける寄附額も現存して之を知るを得べし、之れ元より辨天堂の寄附なりといへども一面より之を見れば當年の戸口調査とも見るを得べし、依て左に各村の庄屋及人數と寄附金額を列記すべし、全村井伊家領たる村は左の人數を以て全村の人數を知り得るも、他の領主と分領の村はその全村人數に非ざるを記憶すべし。

一一八一 伯爵井伊直靈氏記録 大洞辨天堂建立 卷二十九

元祿八年七月朔日 一人前壹錢宛

村名	庄屋	人口	寄附金
綺田村	八右衛門	男一三九 女一六九	鳥目三百壹錢
佐久良村	茂兵衛	男一五二 女一五三	三百十七錢



安倍居村	長兵衛	二五四	一一三九	三百六十二錢
石塔村	八右衛門	六六	二七九	六十六錢
川合村	與惣右衛門	三八六	一一八九	四百貳錢
大 夫 杣	横目 勘左衛門	一二六	一九七	百三十錢
大 塚	三郎兵衛	一九四	六六一	二百二錢
下 小 房	傳左衛門	六〇	九六八	六十錢
池 之 脇	半兵衛	八二	三二九	八十二錢
瓜 生 津 村	吉兵衛	三六一	四四二	三百七十三錢
市 原 村	勘兵衛	八二七	一八九	八百五十九錢
中 之 庄	傳兵衛	四四五	四一七〇	四百六十一錢
上 大 森	五左衛門	一〇四	二二二	百八錢
合十三村		三五七	一七九二	三貫六百六十二錢

二八四

改

曾根惣三郎  
岡見太郎介

布施村	源右衛門	四五〇	二二二八	四六六錢
一 色 村	左次兵衛	一六五	八六	一六九
二 俣 村	彌三郎	二〇九	一〇〇六	二一七
高 木 村	文右衛門	四七八	二四三	四九四
奥之池村	七左衛門	一〇二	四五六	一〇六
中之郷村	太右衛門	四八二	二四七	五〇二
市原新田村	太右衛門	一三四	六六八	一三八
柏 木 村	三郎左衛門	一二三	六六一	一二七
野 出 村	次郎右衛門	二二二	一〇〇九	二二〇
林 村	甚兵衛	一七九	八九六	一八三
平 林 村	平兵衛	二〇〇	一〇八	二〇八
小 脇 村	喜兵衛	七九七	四一五	八二九
合十二村		三五三一	一七六二	三貫六百七十五錢

橋本勘七



三津屋村	忠右衛門	一三四	六六七	一三八
奥之嶋村	小兵衛	六七〇	三三七	六九四
沖之嶋村	太郎右衛門	一四四	六七八	一四八
丸山村	善兵衛	四二三	二二五	四三九
北津田村	八左衛門	四四〇	二二四	四五六
王之濱	小兵衛	八七	四四一	八七
白部	平兵衛	二八〇	一一九	二八八
下平木	長太夫	一六六	七六〇	一七〇
今堀	半九郎	一八七	一〇八	一九一
南村	惣左衛門	四一〇	一一四	四二六
石谷	勘右衛門	二三四	一一五	二四二
奥師村	市左衛門	一一九	六五八	一一三
蓮花寺	猪兵衛	二六六	一一八	二七四
合十三村		三五六〇	一一七四五	三貫七百八錢

通計三十八村

一〇六〇八

五三二九

拾壹貫四十四錢

村數前には四十ヶ村とありて是に三十八村とあるは小脇各村を合し大夫村を別記せし結果なり、又人数に比して寄附鳥目の多きは一人一錢の外に餘分の金を出せし人あるにより、之を清目錢と記されあり。

第八節 筋奉行の分掌

井伊氏は近江第一の大封を領し其領域七郡に亘れり、故に政務執行の便宜を計り七

筋奉行所印鑑





郡を三筋に分ち、愛知郡以南を南筋、犬上全郡と坂田郡の天の川以南を中筋、天の川以北三郡を北筋と稱し、各區に奉行を任命し、藩政を分掌せしむ。蒲生郡は乃ち南筋奉行の管する所なり。

第九節 彦根藩の預け米

彦根の井伊家は提封三十五萬石といへども實際の知行地は三十萬石にして他の五萬石は慶長の始めより玄米にて預り、年々古米を新米に取替へ、監理せしものなりといふ。即ち藩にては五萬石の玄米を所領内の村々に分附け預け米として年々新古を交換せしめたり。寛保元年三月高木村に預りし玄米四十三俵餘の預り書は之を證明する史料なり。

一一八二 市原村高木共有文書

請取預り申御用米之事。

合四拾三表八升者

京升四斗入也

右之御米は從上様彦根御城米に御預け被成候御米年々古米に付新米に入替可申由、江戸御奉行衆より御斷に付、我等共に御預被成候間、御殿より御出し請取申所

實正也、然上者當秋十月以前に急度御藏詰可仕候、縦如何様御國替御座候共、上様御用米之儀に御座候間、少も異儀申上間敷候、若此連判之内死失候共相殘る者より急度御藏詰皆濟可仕候、爲後日手形仍而如件。

寛保元年

蒲生郡高木村

西之三月

庄屋 長左衛門 印

横目 文五兵衛 印

組頭 長兵衛 印

加藤 彦兵衛 様

渡邊 彌五左衛門 様

辻 平内 様

杉本 儀右衛門 様

高野 瀬喜太郎 様

第十節 井伊氏奥嶋山に運河を鑿く

奥嶋山は太湖と中の湖とを横斷し、南岬に長命寺中庄北津田奥嶋白王等の村落あり、



北端には伊崎寺の奇勝あり其間殆ど二里を隔つ、而して島山中央の西方湖中に沖島あり、故に古より豊浦常樂寺黒橋等の濱より年々租米を始め出入の物貨を舟運するに南は八幡山麓に通じ、北は神崎郡界を伊崎寺方面に航行せり、故に外湖に在る沖島との交通も迂遠なりき、茲に又沖島奥嶋間の湖峽は比良山嵐の尖風を受け常に舟の覆没する難所なり、井伊直中寛政三年領地巡視の後其の普請奉行、所藤内に命じ實地を檢せしめ沖島沖より内湖に通ずる運河を開鑿せしめたり、爾來風浪に苦む船難の便と内外湖の航通上多大の便利を得るに至れり之を堀切又今堀といふ。

一一八三 彦根藩公益私記

蒲生郡奥嶋ハ西ハ外湖東ハ内湖ナリ、其嶋ノ状タル南北ニ長ク南ハ八幡ニ接シテ一條ノ水路アルノミ、北ノ岬ヲ伊崎ト曰フ其ヨリ亦北ノ方ニ長ク葭洲アリ字ヲ八町洲六町洲ト云フ、西面ハ大津ト彦根長濱等ノ船路ナリ、此外湖ハ比良ガ嶽ノ餘風ヲ受ケ其勢頗ル急ニシテ俗ニ八崎ト唱フ、此暴風ニ逢フ時船ヲ寄ス可キ便ナク爲ニ覆没スル者往々アリテ舟子等常ニ怖ル、所ナリ、又常ニ内外ノ通船モ便ナラズ、直中之ヲ憂ヒ其普請奉行、所藤内今ノ士族所藤内ノ祖先ナリ從前ハ彦根西馬場町居住ナリシガ今ハ北郡住居ト聞クニ命シテ實地ノ便否ヲ考覈セシメ、終ニ山ヲ鑿斷シテ内外ノ船路ヲ通シ常ニ出入ノ便ヲ得、輒ク暴風ノ難

ヲ避クルヲ得セシム、爾來覆没ノ患ヲ免カル、者居多ナリ、是ヲ今堀ト云フ又堀切トモ云フ。

第十一節 井伊氏の臣日下部内記奥島の楮山を保護す

奥島村は井伊氏の提封なり井伊直幸の普請奉行日下部内記領内巡視の時奥島山の内緒山あり岩石多くして樹木生せざるを見殖樹の法を按し、歸藩の後下僚に命し多くの竹串を製せしめ、又多くの古薦古藁を買入しめ之を船に積み奥島に到り、更に附近領内諸村に令して古薦古藁を徵發し人夫をして其薦藁を楮山全面に衣せ竹串を以て之を押留めたり、爾後草木發生し年を逐ひ繁茂せり、

一一八四 彦根藩公益私記

蒲生郡奥島山ハ直孝ノ時樹藝シ爾來綿々保護シテ以テ用材ヲ生立セシム皆松樹ナリ、聞ク此島ノ松樹ハ木質脆弱ニシテ朽腐シ易シト蓋シ地質ノ然ラシムルナラ

ン、  
蒲生郡奥ノ島山ノ内從前岩山ニシテ草木アルコト無ク栽植スト雖モ生立ス可カ



ラザルノ地アリ、直幸ノ時其普請奉行日下部内記後三郎右衛門ト稱ス名ハ令文教仕シテ古仙ト號ス今ノ東京府士族日下部東作ノ高祖父令シテ竹串ヲ製セシムルヲ無數、又古薦古蕙ヲ買フモ亦算ナシ、小吏等其意ヲ解セズ怪ミテ以テ之ニ從フ、數十萬ニ及ヒテ船ニ積マシメ自カラモ亦駕リ奥ノ島ニ到ラシム、又傍近村落ニ令シテ古薦古蕙ヲ買ヒ人夫ヲ備ヒテ薦蕙ヲ以テ其岩山ニ掩ヒ竹串ヲ以テ地ニ挿サシム、蓋シ風ニ放タシメザランガ爲ナリ、小吏人夫等猶解スルコト能ハズ大ニ怪シム而シテ其後薦蕙ニ遺著スル穀粒小蟲等ヲ啄マンガ爲メ諸鳥群集シ、草木始メテ發生シ年ヲ逐ヒテ成立ス、是ニ於テ人始メテ其智ニ服ス、後年ニ至リ岩山蕃殖シ終ニ蒼然タル一青山ト成ル、

第十二節 井伊氏沖島に銃獵を禁す

井伊氏は其所領なる湖上沖島村に銃獵を禁せり、縦令同藩士たりとも河島に來りて銃獵する者あらば禁銃の旨を傳へ其人名を聞き届出づべき事、并に他領の者來島して銃獵すれば村民馳出で、鐵砲を奪ひ其住所氏名を聞き届出づべきを命じたり、其場合奪ひ取りし鐵砲は之を奪ひし者に賞與するを付記せり。

一一八五 島村沖島共有文書

一 御家中之衆鐵砲持參萬一諸鳥打被申候は、罷出御法度之通斷、其上にて名書付われら方へこし可被下候。

一 他領より鐵砲打參候は、村中出合鐵砲取、其上いつかたより參候を承書付早々われら方へこし候へし、おのゝ取上申候道具は、取候主にくれ可申候間、村中へ其段一々可被申付候。

右之通無油斷心かけ鐵砲一切入被申間敷者也。

十月六日

竹 岡 右 (花押)

沖之嶋村

新左衛門との

第十三節 彦根藩の川工事

彦根藩にては川方御定式銀なる費目を定め年々春秋二季に河川の浚深堤塘の修築等を爲せり、其の定式銀の總計銀は始め六貫五百目なりしが後には五貫百七十匁に減じたれば必ず一定ならず、蓋し定式銀は多く材料買入に宛てたるにて工事に要する人夫は領内村落の石高地價割にて徴發したり、左久良川沿岸及び其附近には井伊氏



の領村多きにより同川は彦根藩にて工事を盛し毎年春は三十五日間に一千八百四十一人の人夫を使用し、秋は四十日間に二千百五十一人を使役したり。

(一) 左久良川の秋工事と籠竹の請書

寶曆十年七月井伊氏の川除奉行は秋季工事を設計するに方り人夫は村高割徴發なるも、材料蛇籠竹等は之を便宜の地にて買入たり、蓮花寺村の市左衛門が四寸廻りの竹を賣りし時の請書あり土木史料たると同時に官尊民卑の一例を見るに足る。

・ 一一八六 西櫻谷村蓮花寺村奥野伊平氏文書

指上申籠竹之事。

蒲生郡蓮花寺村

一四寸廻り竹 但し拾本に付代銀壹匁貳分貳厘

右者佐久良川筋河除御用之籠竹、當秋御入用に付、被仰付候所賣上可申候、近年は御慈悲之上、當銀に被下置難有忝奉存候、依之拾本に付六厘宛下直仕、右之割合を以、御用次第に差上可申候、乍恐御入用高、御普請出來仕候上、不殘代銀被下置候は、件之直段を以、籠竹賣上可申候、依之役人共印形仕指上申所實正也、仍而如件

寶曆十年

辰七月

蓮花寺村

竹賣上主

市左衛門

庄や

猪兵衛

横目

半左衛門

川除

御奉行様 以上申候請

(二) 河川役人の宿料

享保二十一年二月川除奉行石原利右衛門の手代八助なるもの河川工事の爲に出張して高木村庄屋宅に宿し宿料支拂せし時庄屋と横目か連署して宿料受取書を出したり、之れ豫め藩命により過分の待遇を嚴禁せしによれり、

一一八七 市原村高木共有文書



請取申代物之事

一壹	文	山のいも
一壹	文	牛蒡
一拾貳	文	たまご
一六	文	酒壹合
一三	文	うご

右者此度川除御用に御出被遊御調被遊候品々代物御拂被遊儘に請取申候爲後日請取手形仍而如件

享保貳拾壹年

蒲生郡高木村

辰二月廿三日

御宿庄や

長

左

衛門

印

横目新

右

衛門

印

石原利右衛門様御内

八助殿

(三) 高麗井堤塘の修繕工事

高麗井とは佐々木頼綱の開きし田養水路なり農業志此川は神崎郡妙法寺村中小路村野村と本郡小脇村糠塚村内野村六箇村にて支配せり江戸時代六村中小脇妙法寺村小路三箇村は彦根井伊氏の提封にして野村は織田氏糠塚村は上林氏内野村は伊達氏の提封なれば六村四領主に跨る工事なり依て此堤塘工事は常に井伊氏の川除奉行に於て設計書を作り關係村に知照して着手せしめたり左に安永七年三月と明和七年四月の史料を寫出す

一一八八 中野村小脇今宿政治郎氏文書

小脇駒井堤砂取御普請積り書

一千貳百拾貳人 長さ九拾貳間、幅壹間半、深さ壹間、平均此坪百三拾八坪、但壹坪に付人足九人懸り

三百七拾貳人

小脇村

百九拾貳人

妙法寺村

百三拾九人

中小路村

彦根領人足七百三人

貳百五拾壹人

野村



五拾貳人

糠塚村

貳百三拾六人

内野村

御他領人足<sup>ノ</sup>五百三拾九人

都合千貳百四拾貳人

安永七年

戌三月

一一八九 同氏文書

指上申手形之事

一小脇駒井堤砂取御普請御積り書奉拜見乍恐御尤に奉存難有奉存候然上者何事も御差圖相背申聞敷候爲後日仍如件。

明和七年

織田大膳殿御領分

寅四月

神崎郡野村

庄屋與左衛門 印

年寄吉左衛門 印

稻垣長門殿守御領分

同村 庄屋林右衛門 印

年寄兵左衛門 印

松平陸奥守殿御領分

蒲生郡内野村

庄屋新九郎 印

年寄安兵衛 印

上林門太郎殿御領分

同郡糠塚村

庄屋宇兵衛 印

年寄佐兵衛 印

彦根御川除

御奉行様

(異書)

川除坪岡七郎兵衛

兼松理平太

水谷武左衛門



第十四節 藩吏の出張と宿手形

彦根藩が領村に吏員を出張せしめし時は宿所に於ける待遇を一汁一菜と定め、酒肴菓子類の饗應より金銀米錢の貸借をも嚴禁せり、享保五年十月、粃種米貸付の爲に出張せし渡邊萩右衛門石川傳内に高木村庄屋横目より提出せし宿手形左の如し。

一一九〇 市原村高木共有文書

指上げ申御宿手形之事

一 當村御種借米御用に御越被成候に付、十月廿二日夕より同廿三日朝迄御宿仕候、兼而被仰付候御法度之通一汁一菜之籠相成仕出食我等引替進し申候、其外酒肴菓子類一切出し不申候、金銀米錢之貸し借り賣買不仕、男女以下に付少も申分無御座候、爲後日之手形仍如件

享保五年

蒲生郡高木村

十月廿三日

庄屋 徳右衛門

横目 長右衛門

渡邊萩右衛門殿

石川傳内殿

第十五節 判改めに庄屋横目等の代理願

安永七年彦根藩は判改め奉行を定め提封内諸村人民の印判を改めしむ、四月五日高木村民中十八人は紀州徳川氏の通行に付宿驛人夫出役中に付き庄屋横目並に五人組頭に便宜預り置本人に代りて改判場に持参すべきを願出たり、時代を偲ふ史料とせん哉。

一一九一 市原村高木共有文書

乍恐以書付御願奉申上候。

蒲生郡高木村

- 一 庄 兵 衛 一 長 八
- 一 勘 六 一 八 左 衛 門
- 一 治 郎 左 衛 門 一 源 四 郎
- 一 與 兵 衛 一 乙 治
- 一 彦 左 衛 門 一 市 郎 兵 衛



- 一 吉郎左衛門
  - 一 藤右衛門
  - 一 庄 七
  - 一 小左衛門
  - 一 武右衛門
  - 一 庄右衛門
  - 一 清 治
  - 一 佐 兵 衛
- 拾八人

右之者共今度 紀州様御登被遊候御用に付遣し申候、依之印形我等共預り置申候、御改判場に而庄屋横目組頭之者共右之印形一々指上可申候、御憐愍之御慈悲を以、御改帳面御濟被下置候は、難有忝可奉存候以上。

安永七戊戌年

高木村

四月五日

庄屋 徳左衛門

横目 善左衛門

組頭 義左衛門

御改

御奉行様

### 第十六節 彦根藩の人夫出役命令

彦根藩南筋奉行孕石又七郎が綺田村に貳人の人夫を徴發せし時の令狀あり、參考として抄出す。

一一九二 櫻川村綺田共有文書

蒲生郡綺田村

筋

貳人

彦根藩發行米札

飯す、脇指、股引きやはん之類、みの笠、鎌持參可致事



### 第十七節 井伊氏の減封と本郡

萬延元年三月三日水戸藩の浪士大老井伊直弼を櫻田門外に要撃す、二年を経て文久



二年十一月二十日其提封十萬石を減せらる。此時本郡井伊氏の提封悉く上地となり然れども慶應二年五月十七日上地の内特に奥島を元の如く所領に命じ且奥島近傍の舊領村を預けられたり。

一一九三 井伊家記

文久二年十一月二十日

所領十萬石減地 櫻田ノ事ニヨリテナリ。

慶應二年五月十七日近江國蒲生郡奥ノ島山ヲ賜ヒ、近村ヲ預所ニ命セラレ。

(達書)

上地之内蒲生郡奥島山別段領分ニ殘シ被下最寄村々御預所ニ被仰付候也。

### 第二十六章 仙臺藩 伊達氏領

慶長五年關原一戦に全勝を占めし徳川家康は先づ勢力扶殖の爲めに曩に豊臣秀吉より與へられし近江の所領九萬石の内五千石を割きて部下の驍將伊達政宗に與へたり、其地本郡内にして十一ヶ村に亘れり。

一一九四 侯爵伊達宗城氏文書

#### 江州蒲生郡之内御知行所之事

- 一 高五百六拾九石七斗三升ハ
- 一 高三百卅三石八升ハ
- 一 高百八拾四石六斗四升ハ
- 一 高四百卅二石五升ハ
- 一 高四百四拾八石ハ
- 一 高五百卅七石九斗九升ハ
- 一 高貳百九拾石九斗四升ハ
- 一 高九拾六石壹斗九升ハ
- 一 高貳百拾三石六斗ハ
- 一 高貳百壹石五斗四升ハ
- 一 高千六百九拾貳石貳斗ハ
- 高合五千石者

- 西こぼし塚村
- 東こぼし塚村
- 金屋村
- へひみそ村
- 友定村
- 内野村
- 中野村
- 小今在家村
- 今在家村
- 今堀村之内
- 上羽田村

右可被成御所務候、御朱印者重而申請可進候以上



慶長六年

丑三月五日

大久保十兵衛

長 安 花押

加藤重左衛門

正 次

彦坂小刑部

元 正 花押

伊達殿御知行所

(景綱)  
片倉小十郎殿

元和元年大坂の役豊臣氏亡び家康秀忠を経て三代家光の時寛永十一年八月更に近江の地五千石を伊達政宗に與ふ其地本郡七ヶ村と野洲郡にて二ヶ村なり是に於て伊達氏近江の所領壹萬石となり郡内十八ヶ村野洲郡二ヶ村合計二拾箇村となれり

一一九五 侯爵伊達宗城氏文書

江州伊達氏領地知行目録寫

(包紙ウハ書)

「寛永十一年八月二日 江川御知行目録、包紙御自筆」

(包紙ウハ書 政宗自筆)

寛永十一年八月二日之日江州知行目録一通

覺

追而拜領之地

江州蒲生郡之内

一四十四拾九石七升

西生來村之内

外七斗五升六合 小物成米三斗七升八合分

同

一五百五拾石壹斗七升四合

橋本村之内

同

一七百石

石塔村

同

一四拾五石三斗八升

老蘇村

同

一九石四斗

北脇村

同







一一九六 同上文書

今度江州ニ而被成御拜領候五千石之御知行村付御年寄衆之御書出儘ニ請取申候、  
本紙者此方ニ留置申候間、寫進上申進以上、

戊八月十七日

小堀遠江守印

松平陸奥守殿

### 第一節 代官所の設置

仙臺の雄藩伊達氏は六十二萬の封土を有し奥羽の重鎮たり、江州に於ける壹萬石は上京の時便宜の爲めに與へられしものなり故に代官所を置きて所領の行政を分掌せしむ、始めは蛇溝村の住人矢野清兵衛代官役を務めしが、寛永年間東古保志塚村<sub>市邊</sub>の平井茂左衛門之に代り庄屋役にして地方代官役を兼ねたり、正保四年より上羽田村羽田嘉右衛門代官役となりしが、明暦年間奥州より代官役を派遣シ上羽田村に陣屋を建て以後交替來り治す、所謂上羽田の陣屋是なり、始めて赴任せし代官を小澤助之丞といふ、爾後交替の代官氏名久保家舊記に見ゆれどもこゝには繁を省く、當年陣屋の古圖伊達家の大庄屋役たりし小今在家村端庄左衛門の家に傳はりしを以て附



記し置く、

### 第二節 伊達氏領の庄屋役

寛永二十一年伊達氏所領近江一萬石十八箇村に於ける各村庄屋役の法度を設け庄屋役に對する特免及び支給方法を左の如く一定せり。

一一九七 武佐村西生來岩越彌市郎氏文書

御知行壹万石之の庄屋役極之事。

一 諸役御免許之事。

一 御公儀御用ニ何方へ參候共一日ニ銀子壹匁宛日數次第に村より取可申候。

付人足壹人召連可申事。

一 帳紙之代ニ米壹石貳斗宛村より取可申候。

一 御年貢納候時外取仕候者之飯米ニ貳升宛取可申事。

一 肝煎御藏番こあるき御免被成候事。

右之通ニ被仰付候間其外少も取申事堅無用事。

以上

寛永廿壹年

十月四日

矢野清兵衛

貞知 (花押)

津田吉右衛門

山口喜兵衛

茂次右衛門

西生來村

八郎兵衛殿

肝煎衆

### 第三節 伊達氏領の民政綱規

伊達氏が近江の領村に發せし民政條目は寛永萬治承應寛文延寶各期のもの現存すれば左に之を列記すべし

一一九八 中野村小今端米吉氏文書

御墨印之寫

一 木竹御用之外きらせ申間敷事。



- 一 御領分の百姓、京大坂江戸へ奉公人ニ出し申ましき事。
- 一 他領之出作なさせ申間敷事。
- 一 他領へゑんしやとりむすひ申間敷事。
- 一 西破村之出作、東破より作り申百姓西破へ越可申事。
- 一 十三ヶ村之百姓、人すくなき村へ御知行之内ハ不及申ニ他領よりも人を越池田荒不申様ニ可申付候、但新屋敷羽田南村へ越申候百姓、金屋村中野村小今村より越可申候、然間五年役なしニ可申付事。
- 一 御代官之下知を背く者は曲事ニ可申付事。以上

寛永七年

五月十四日 (御璽) 印

佐藤權右衛門

右之御印判ハ先年於江戸ニ被仰付候、數ヶ度雖令觸知と尙以此旨を可相守者也以上。

一一九九 中野村小今端米吉氏文書

掟

小今村

一村々訴訟之儀大小事共ニ矢野清兵衛平井茂左衛門を以可申來候、但右兩人へ數

度申理といへども子細あたりによつて事延引あらへ、其時書付を以も可令訴訟候、若兩人へ終不申届、直ニ目安訴狀ヲ捧候事堅令停止事。

一 又吉申付所仕置以下ひか事有之ハ何時にても可告來候、依子細ニ改前非を可覺語事。

一 高貳百石ニ犬一疋ツ、ノ積リニ拾三ヶ村ニ飼置可申事。

一 地頭代官之善惡、并他所他領之ひはん一圓仕ましき事。

一村々御百姓御法度相背く者有之ハ、急兩人之下代へ可申届候、若令隱密ハ可爲同罪事。

一代官人當地在留中無用義して御百姓衆見廻などに不可成事

一 壹把之野菜、一箇之菓たりども、代官人へ不可持來事。

右之趣、庄屋、肝煎、くミかしら、儘可届、堅御百姓衆に可申付候、若一事たりといふども、令違背ハ本人之儀ハ不及申ニ庄屋年寄與頭別而曲事ニ可申付者也。

寛永十年

佐藤 又吉 花押

正月十一日

一一〇〇 中野村中野共有文書



御領中兼て御仕置申付候へ共此度改申付覺

一諸宰人并出所も不知出家衆郷中に一宿成共堅指置申間敷に付、海道筋の在々にも往來之一人者は不及申、五三人たりともあやしげ成者に候は、堅宿仕間敷事。

一吉利支丹穿鑿如前々無油斷吟味仕不審成儀も候は、早速披露可申事。

一道通諸奉公人衆慮外成儀堅仕間敷候、たとい牛馬を引田畑を通り候とも脇に除して相通可申事。

一はくちうち之儀は不及申に、少分の事なりともかけの諸勝負堅仕間敷事。

一御村中にて徒黨立候儀何より可爲曲事候、御村の内にいたづら者候は、早々可申上候、以來左様之儀於有之者、庄屋肝煎可爲越度事。

一山林の境目水論、其外萬事に付他領へかさつ成儀堅申かけ間敷候、并相御領之御村之者共、他領之御百姓へ寄合相談之儀かたく停止の事。

一御年貢諸役其外御用之儀、庄屋肝煎申付候處相背候、百姓於有之者、則可申上候、尤庄屋肝煎跡々より仕來候事にてもひふん成儀お村へ申懸候は、則手代衆を以披露可申事。

一竹木猥りに伐取申間敷候、御用の刻は御代官衆書付を先立、山守、庄屋、肝煎、立合無高下可申付候、御百姓自分にて屋作仕竹木申請候は、品々手代衆を以披露の上彌書付を先立右之通りに可仕事。

一前々より有來り候たのもしと申事仕間敷候、左様之儀は寄合仕候事不入ついに、唯今より堅相止可申事、右九ヶ條之通り、御村中庄屋肝煎小百姓迄不殘寄合承届、十人組仕申渡候條々儘に承届候は、連判にて書物指上可申候、右書立之内少も相背者共は組中より庄屋肝煎を先立急度披露可申候、若し組中より不申上脇より相聞候は、當人は不及申、組中同罪に可申付候以上。

萬治元年

新田彌一衛門

十月九日

次田内藏丞

中野村

庄屋

肝煎

百姓中

右九ヶ條之御書立之通御村中無殘寄合儘に承届申候、被仰付候通、十人組を仕書物



を指上げ申候、組中に相背申者御座候共、庄屋肝煎先立、則品々可申上候、若し披露致し延引脇より申上候は、組中共に如何様之御法度少も可被仰付候以上。

村名庄屋名略す

萬治元年

戌ノ十一月十日

新田彌一衛門様

次田内藏重様

一二〇一 八日市町金屋野矢和助氏文書

- 御領中先年より万事仕置之儀段々申付候得共、此度改申付候條々。
- 一 諸牢人並出所も不知出家衆、郷中に一夜にてもかたく指置申間敷事。
- 一 海道筋之在々にても、ゆきゝの一人もの、一夜の宿もかし申間敷候、たとい二人三人に候ども、あやしげなるもの候は、かたくやど仕間敷候事。
- 一 きりしたん、せんさく前々より如申付候、無油斷きんみいたしあやしき事も候は、早々披露可申事。
- 一 みちとおりの諸奉公人衆へ、よくわい成儀、かたく仕間敷候、たとい馬を引あり候ども、わきへのき候て相通し可申事。

- 一 はくちうち候儀は不及申、少々にてもかけのせうぶ、かたく仕間敷候事。
- 一 村中にて五人七人に候ども、どうたち候儀かたく仕間敷候に付、其村の中にいたつらもの候は、早々可申上候事。
- 一 山はやしのさかいめ、水論、其外萬事に付他領へかさつ成儀、かたく申かけまじき事。
- 一 前々よりありきたり候ども、村中寄合不入つゐるの儀仕間敷候、少々に候ども、かやうの儀あるに於ては庄屋肝煎可爲越度事。
- 一 御年貢、諸やく、其外御用之儀、庄屋肝煎申付候處に背申小百姓有に於ては則披露可申事。
- 一 庄屋肝煎跡々より仕來候事に候ども、ひぶんなる儀御村へ申懸候は、手代衆を以披露可申事。
- 一 き、たけ、みたりにきり取申間敷候、御用の刻は代官衆申付を先立、山守、庄屋、肝煎立(合)相無高下可申付候に付、御百姓自分にて家作仕きたけ申請候者、しなゝ手代衆を以ひらういたし、彌申付を先立、右之通に可仕候事。

右十一箇條之趣、村中無殘寄合承届十八組を仕申渡候條々、慥に承候と連判にて書



物可指上候、右申立之内少も相背もの候は、組中より庄屋肝煎を先立急度披露可申候、若組中かくしおきわきよりきこへ候は、當人は不及申組中同罪に可申付者也。

承應元年

辰十二月二日

小野半右衛門 花押  
須田八兵衛 花押

金屋村

庄屋

肝煎

百姓中

一二〇二 八日市町金屋野矢和助氏文書

此御書立御藏御領へ被仰付候、寫之由に而、四月六日於御評定所勘定奉行岡田豊前殿、松浦猪右衛門殿より被相渡候、御覺書之寫。

覺

一此已前より如被仰出在々所々之輩、おごりたる儀不仕、農業を專にいたし、進退持(身代)

ちたする様に常々心懸、諸事無油斷はけまし可申事。

一庄屋惣百姓共に自今已後不應其身に屋作不可仕、但道筋之町屋人宿仕輩は可爲各別事。

一百姓之衣類前々より如御法度庄屋者妻子共に絹、紬、布、木綿、脇百姓者、布、木綿之外不可着候、るり帶等にてても絹、紬をも不可致候、庄屋惣百姓男女共に、衣類むらさき、くれないにそむへからず、此外之諸色、かたなしに染可申事。

一百姓食物つね々雜穀を用へし、米、猥に不可食之事。

一名主惣百姓男女共に乗物一切可爲停止事。

一勸進能、相撲、あやつり等の見物の類、在々所々に一切不可留置事。

一神事之祭禮、或葬禮、年忌之佛事、或婚禮、諸事之祝儀等に至迄、百姓に不似合不可致結搆事。

右條々堅可相守之旨、庄屋つね々改之可申付候、違背之族於有之者、庄屋五人組より其所の奉行人代官に急度可申達候、若隱置てわきより令露顯者、庄屋五人組迄可被行曲事者也。

寛文八年三月日



右之外御口上にて被仰渡候覺。

一百姓家作之事、如御書付不應其身に屋作仕間敷候、道筋之町屋人宿仕候輩は、其身に不應共不苦候由被仰渡候事。

一百姓衣類之事、如御書付紫紅之外、かたなし着可申由被仰付候へ共、當分持來候かたつきのもの、則改候て費可有之候條持來かたつき物二三年も着破候時者、紺、淺黃、茶鼠、此外何色にてもかた付に無之候へは不苦候間着可申由被仰渡候事。

一百姓男女共に乗切一切停止之由如御書立に有之候、勿論常々乘申儀には無之候へ共、嫁娶之時分、大百姓等のせ申儀有之候様に被及聞召候、此段堅御停止之由被仰渡候事。

四月六日

右之通、此度改而被仰付候間、御村中申渡かたく可相守候、若違背之輩於有之者、可爲曲事旨、從江戶被仰付者也、仍如件

寛文八年八月十五日

石原 六兵衛 花押

日野 三内 花押

金屋村

庄屋

肝煎中

一二〇三 八日市町金屋町野矢和助氏文書

此度改而金屋村に申渡覺。

一當村肝煎役之事、壹箇年壹人宛に而輪番に相勤可申事、肝煎給者御領中並に高に五厘懸り之米庄屋取納被申候内に而、壹箇年京榎五斗宛相渡可被申候。

一同あるきの事、御村中一通に壹箇月壹人宛輪番に可被申付候、勿論從公儀被下置候、あるき給致  相渡可被申事。

一新町に居候十三人者、先年より雙方相對之通高懸り役之外、當村小役等相除、兼而御村中へ取來候假米當年より壹人一箇年に中之米京榎二斗に相極候事。

但毎年庄屋肝煎細々吟味被申、面々持高相應に其者共不痛様に割付請取可被申事。

右之通、此度盡穿鑿候而當年より如此相定候條、急度被申渡、堅自今相違有之間敷者也。

延寶三年



卯三月二日

七宮市左衛門 印

庄屋衆  
肝煎中

### 第四節 伊達氏の商業政策

仙臺藩主伊達氏は近江國內所領の民に農間の副業に油醬油菜種肥料酒蚊帳六種の商業を營むを許せり、此六種中の商業を爲さんとする者には何人にも幾許の役金を納付すれば營業株を與へられたり、但し商業の爲に農業を廢せしめざるを規定す、後ち商人等は既得の營業株以外には新株を許されざる様同業者結合して年番を定め新商人を妨げんとせり、陣屋詰の代官及び京邸の役人は之れ藩の主旨に反するものなりとて商人等を戒め一方所領内の庄屋肝煎等に令して商業希望者は役銀さへ納付すれば何時にても營業さる可きを一般領民に知らしめたり。

一二〇四 武佐村岩越彌一耶氏記録

一當御領分百姓共、農業間之持ニ油、醬油、菜種、肥物、蚊帳、酒、右六品面々願之上御役上納株立ニ被成下商賣罷在候處、株立ニハ被成下候へ共人數ヲ限リ候株立ニハ無

之新ニ右商賣始度者ハ願之上御役金上納候へ者、幾人成共聊不指支事ニ候所、近年ニ至リ人數ヲ限リ候株立之様ニ面々相心得、明珠ニ而茂不讓候得ハ右六口之商賣ハ相成兼候様ニ取成、甚以不都合之事ニ候、殊ニ仲間ヲ結ビ、其中ニハ年番行事ト號シ、商賣向ニ附テハ寄合等ヲ致候由、茂粗相聞へ重々不都合之事ニ候、於御領内ハ人數ヲ限ラズ被成下候儀一統ニ而窮屈無之様、小前之者迄モ賑ニいたし易キ深キ御吟味ヲ以右様被成下候儀ニ在之、如斯難有御吟味モ被成下候ヲ面々利欲ニまよひ、上之御趣意ヲ背候様ニ而者不相濟事ニ候、新敷取立之儀者勿論、仲間ヲ結候儀前條之通篤ト心得不正之儀無之、實儀ヲ以面々之働キ次第幾重ニモ商賣致、仲間申合等之儀ハ屹度相いましめ候様可致、若心得違之者在之候ハ、屹度直下ニ御吟味相成候條、其心得右商賣之者共ハ勿論、小前一統末々迄行届候様首尾在之村毎ニ庄屋、肝煎、組頭、請印爲致可被指出候、諸商賣心得方之儀ニ付被仰渡候間、其心得村方ハ茂申渡可被指戻候、不分之儀モ有之候へ者、申談右之趣、京都御留主居衆にも相達候上、改而申渡候間、末々迄モ不相漏様御手前ニおひて折入吟味首尾可在之候以上。

六月三日

宮澤義藏 印



尙以百姓之手業ヲ取捨諸商賣振向候様之心得違之者在之候而者、不相濟候間、此段ハ無油斷是迄之通り制道可在之候、且造酒之儀ハ諸事先規之通ニ候條、不相紛様首尾可在之候、右之通被仰渡承知仕、御村々庄屋肝入組頭等にも申渡受印取指上可被申候以上。

### 第五節 六津木野の殖林と大庄屋

伊達氏は其所領内六津木野に植樹し、自然生長の樹木と共に保護せしむ、之を御林又御公林と稱す、六津木野は市邊村大字市邊に小字六津木野、六津木等の名存する處なり、左に記する明和九年の文書は大庄屋端庄右衛門が自宅修繕の爲に同林内松樹の下附を請ひしものなれども、其の先代の時より植樹せしを云ひ、猶今後も補植すべきを誓へるは伊達氏の林業政策と大庄屋が用林監督に當りしを知る史料とす。

一二〇五 中野村小令端米吉氏文書

拙者儀五代先祖庄左衛門より引續大庄屋役首尾能相勤御蔭以相續仕難有仕合奉存候、然所居家作事仕候より七拾ヶ年にも罷成候ニ付破損仕候處、困窮ニ罷在候ニ

付先年茂御願申上御林之御伐木被下置、取繕仕候處全躰及數十年候、古家之儀ニ御座候故、段々破損仕難儀至極仕候ニ付修覆仕度奉存候處、元來困窮者之儀ニ御座候得は自力ニ修覆仕候儀も仕兼罷在候間、六木御林ニ而松木壹尺五寸廻りより壹尺八九寸迄之半枯木之惡木三拾本被下置、御蔭を以居家修覆仕候様被成下度奉存候。御時節柄ヶ様ニ御頼申上候儀も恐多無據奉存候得共、近年打捨置候故、段々破損指重、此上捨置候而ハ建替も不仕候而ハ住居茂難仕様ニも罷成候而ハ猶更自力ニ難相叶難澁仕候、先代之者共御林に連々松苗木植繼仕置候儀ニ御座候得共、猶又此末追々植繼可仕候間、御憐愍を以右木數三拾本被下置修覆仕候様被成下度奉願上候以上。

明和九年十月

組拔並大庄屋

端庄左衛門印

吉左衛門様

兵 太 郎 様

右之通願申出候處、前例も有之儀候間、如願之被下候様仕度候、無御異儀候ハ、兼而之通木伐之首尾可仕候以上。



同年同廿六日

大友兵太郎印

安達甚太夫殿印

### 第六節 伊達氏の萬石堤

中野村大字今崎は古來霖雨毎に洪水の害を被たり、里民其の困難を領主伊達氏に訴ふ、陸奥守其臣をして事情を檢せしめ近江の所領一萬石二十ヶ村の領民を徵發し堤塘を築かしむ、爾後水害を免る土俗稱して一萬石堤といふ、明治八年洪水の節隣村今堀村と排水の議起り縣令籠手田安定臨檢し地方稅管轄に移す、同二十九年の大洪水堤塘破壊數ヶ所に及ぶ翠年五月大修繕を行ひ前後五十日間にて竣功す。

### 第七節 伊達氏東漸寺境内を保護す

東漸寺は大林宇津呂村にあり、寛文四年四月伊達氏は其所領地内なるを以て境内保護の制札を寄せたり。

一一〇六 宇津呂村大林東漸寺文書

定

東 漸 寺

一 境内竹木伐採落葉下草に至迄刈取申間敷事。

一 諸殺生致間敷事。

一 寄宿惣而狼籍致間敷事。

右條々若於違犯之輩者岐度可爲曲事者也。

寛文四年四月

奉 行

### 第八節 伊達氏の調達金

明和五年九月仙臺藩は郡内の所領地十八箇村に金三百兩を調達せしめたり、大庄屋端庄右衛門各村庄屋に分賦し全額を調達す、藩士四人連署左の借用証を交付せり。

一一〇七 中野村小令端米吉氏文書

覺

一金三百兩也

右金御用ニ付調達令借用候處實正也、右金爲御利足米御扶持方拾八人分江州御知行所御物成石之内を以於同所ニ直ニ當年より此末御返濟迄年々急度可相渡候爲



後日之證文仍如件。

明和五年子ノ九月

大沼彦太郎印  
和田平九郎印  
堀江文内印  
氏家喜七郎印

端庄左衛門殿

第二十七章 加藤氏領

(近江水口藩)

加藤氏は藤原氏なり左馬助嘉明に至り秀吉に仕へて武名を揚ぐ賤岳七槍の一士なり嘉明の孫明友の時天和二年水口城主に轉封せられしが其子明英元祿八年五月下野壬生に移封せらる明英の孫和泉守嘉規に至り正徳二年二月更に水口に移され甲賀郡三十三箇村と本郡五箇村坂田郡三箇村にて二萬五千石を領す本郡五箇村は日野及び其附近にして總計三千二百八十石七升九合なり。

一八百三十一石七斗九升八合  
一一千百三十石六斗五升七合

日野大窪町  
同村井町

一三百六十石六斗三升七合  
一七百四十五石八斗三升八合  
一二百二十一石二斗四升九合

仁本木村  
音羽村  
北藏王村

第一節 寶曆四年の藩制

寶曆四年九月水口藩は領内に九箇條の藩制を示して業務上風教上につき警告を與へたり現在と雖も則るべきものとす。

一二〇八 日野町共有文書

申渡ス覺

- 一 當御免合例年之通免定相渡候御領分一統打續豐年之事ニ候併凶年も有之候間無油斷耕作可致事。
- 一 御高札場前以申付候通り入念見苦敷無之様可心掛事。
- 一 時分柄火之元等入念可申付事。
- 一 御領分中村々より胡亂成者徘徊致候趣ニ候先達而も申付候通早速追拂可申候若し手にあまり候は、早速訴可出候山林手遠キ所者冬中別ニ入念可致吟味事。



附先達而も浪人虚無僧杯込入ねたれ候節も有之由相聞へ候、左様之節ハ早々可申出候、又御役人共名をかり候、而無心がましき儀申者有之候ハ、假令御家人たり共可申出候、如此申付置候上、心得違其分ニ爲置、後日ニ相知れ候ハ、庄屋年寄急度可申付事。

一於村方身持不宣耕作も不精、又ハ商買不審之者も有之候ハ、庄屋役人五人組異見を加へ不致承引候ハ、可申出事。

一先達而も申觸候通一村々ニ願筋之儀有之候ハ、穩便ニ可相願候事、若黨を結び候様成儀於有之者假令風聞たりとも吟味之上御大法ニ御仕置可申付候。

一先達而申聞候通、一村切ニ參會寄合等之儀其通ニ候、隣村たり共壹人に而も他出出合致間敷候。

附吉凶ニ付寄合候共、近き親類之外出入無用ニ候、尤音信贈答之儀者尙以急度相守取やり致間敷候。

一時分柄之事ニ候へ共、物事儉約を心かけ候様ニ庄屋役人末々迄も可申聞候事。

一御勝手御用向ニ付、年番庄屋を初め惣庄屋共呼寄候節も、時刻及延引、其上御用向御役人とも申聞候而も宿へ下り御用向具ニ申談も不致、不精之趣も段々粗相聞

へ候、此以後右躰之儀於有之ハ急度曲事ニ申付候、兼而左様ニ可相心得候事。  
右之通村中急度不洩様ニ可申付候。

戌九月  
(寶曆四年)

郡 奉 行

### 第二十八章 柳澤氏領

(大和郡山)

柳澤氏は清和源氏武田氏の後なり、美濃守吉保に至りて著はる吉保始め保明と稱し、徳川五代將軍綱吉未だ上州館林に居りし時扈從して寵遇せらる、綱吉入て將軍となるに及び益々重用せられ四位の少將に任じ偏諱並に氏を與へられ松平吉保と稱し、尋て大老に進み寛永元年甲斐城を賜り十五萬石を領す、是れ松平甲斐守の起源なり、享保九年城地を大和郡山に移され十五萬千二百八十八石七斗三升七合の所領を與へらる、當時近江國蒲生神崎坂田淺井高嶋五郡内にて五萬八千百十九石七斗五升六合の地其所領となる、其郡別石高左に

- 蒲生郡 壹萬五千三百五拾石三斗一升
- 神崎郡 七千七百四十三石二斗八升九合
- 坂田郡 六千七百七十二石八斗三升壹合



浅井郡 一萬六千七百七十九石三斗四升五合  
 高嶋郡 一萬八千七百七十三石九斗八升壹合  
 爾後代官所を神崎郡金堂、高嶋郡海津兩所に設置し、坂田以南は金堂役所、高嶋、浅井は海津役所にて政務を統べたり。郡山領の村落に享保九年書上明細帳の案文を存するは當時の遺物なり。郡内其所領となりしは二十六箇村なり。

一二〇九 伯爵柳澤保惠氏所藏文書

(外題) 近江國 神崎 浅井郡之内郷村高帳  
 蒲生

(他郡略す)

近江國蒲生郡

高四百拾石五斗壹升六合 香庄村  
 同三百拾石四斗六升四合 西庄、浅小井村  
 同千九百六拾石貳斗八升貳合 西庄、市井村  
 同百貳拾石三斗九斗四升 市井村  
 同三百拾七石五斗貳合 多賀市、市井、北ノ庄三ヶ村

同三百貳拾七石貳斗壹升八合 多賀村  
 同四拾八石貳斗六升貳合 宇津呂村  
 同千貳百六石八升八合 船木村  
 同貳千貳百石壹斗五升 中小森村  
 同五百石 鷹飼村  
 同貳萬石 大手村  
 同貳百九十貳石三斗七升 杉之森村  
 同三百七拾八石五斗七升 倉橋部村  
 同貳百八拾四石五斗八合 島村  
 同四百拾六石七斗三升壹合 駕輿丁村  
 同七百五拾五石六米貳升三合 綾戸村  
 同千八百拾石七斗四升 常樂寺村  
 同五百貳拾三石三斗壹升六合 慈恩寺村  
 同百貳拾五石四斗四升 清水鼻村



同三百五拾七石壹斗五升貳合

東横關村

同五百三拾四石五斗

東村

同三百八拾六石七斗六升

中村

同百六拾壹石四斗九升三合

八木村

同三百七拾五石九斗貳升三合

寺内村

同貳百拾八石六斗七升貳合

東鍛冶屋村

小計高壹萬五千三百五拾石三斗壹升

高台三萬三千石

右者今度松平甲斐守從甲州府中和州郡山に就得替高拾五萬貳百八拾八石七斗

三升七合之内被下之候間從當辰年物成郷村可被相渡候御老中御證文者御勘定

所ニ指置如斯候。

以上

享保九年辰五月

原 新六郎

八木 清五郎

祖父江作左衛門

小林 孫四郎

鈴木彌惣右衛門

石原半右衛門

石原清左衛門殿

石原清左衛門は大津代官にて當時郡内に在る幕府直轄領村の政務を預りしにより此命令を請けたるなり。

### 第二十九章 松井家領

(武藤國川越藩)

松井家は清和源氏義家の後なり周防守康重に至り徳川家康に仕へ戦功あり慶長六年常陸國笠間三萬石の城主となり松平の氏を興へらる依て松平周防守と稱す寶永十一年丹波笹山六萬石の城主となるそれより十一代を経て康英の時弘化二年武藏國川越に轉封せられたり當時近江國に本郡三十四村甲賀郡六村野州郡二村其提封となる蓋し本郡三十四箇村の内武十一箇村は井上河内守の提封たりし所なり三十四箇村の總石高一萬五千六百四十一石九斗四升一合一勺一才なり代官所は始め石寺<sub>老蘇</sub>に置かれしも後武佐驛に移轉せり。